



保險約款 2025

The United Kingdom Freight Demurrage
and Defence Association Limited

UKDC
IS MANAGED
BY **THOMAS
MILLER**

The provisions within this document are for information only.
The English version of the Rules takes precedence.
この文書の規定は参考までとし、英語版が優先します。

保険約款 2025

The United Kingdom Freight Demurrage
and Defence Association Limitedの保険約款
(2025年2月20日グリニッジ標準時正午より有効)

Managers

Thomas Miller Defence Ltd

90 Fenchurch Street
London
EC3M 4ST

Telephone: +44 207 283 4646

Email: tmdefence@thomasmiller.com

Website: www.ukdefence.com

© The United Kingdom Freight Demurrage and Defence Association
Limited 2025. 本書およびその内容は（全部か一部かを問わず）事前の
許可なく複製または転載することを禁ずる。

理事
2025年
2月20日
現在

Markos Nomikos (Chairman)	
Ibrahim Al-Nadhairi	Filippos Lemos
Eric André	Michael Lykiardopulo
Richard Beyer	Ben MacLehose
Isidore Caroussis	Chubasco Monteiro
Daniel Evans	Petros Pappas
Basil Goulandris	Christian Rychly
Ghikas Goumas	Yoshinori Shimane
Tim Huxley	Alex Stafilopatis
Richard Kendall	Yannis Triphyllis
Suzanna Laskaridis	Martyn Wade

主要連絡先

Management Team			
Daniel Evans	Chief Executive Officer	+44 020 7204 2124	daniel.evans@thomasmiller.com <i>out of hours: +44 0774 858 4427</i>
Susanne Murphy	Chief Operating Officer	+44 20 7204 2312	susanne.murphy@thomasmiller.com <i>out of hours: +44 7887 821 678</i>
Willem Van Der Westhuysen	Chief Financial Officer	+44 20 7204 2181	willem.vanderwesthuysen@thomasmiller.com <i>out of hours: +44 7823 537 025</i>
Stephen Griffiths	Chief Underwriting Officer	+44 20 7204 2143	stephen.griffiths@thomasmiller.com <i>out of hours: +44 7500 323 836</i>
Kieron Moore	Claims & Compliance Director	+44 20 7204 2557	kieron.moore@thomasmiller.com <i>out of hours: +44 7712 871 313</i>
Paul Herring	Legal Director	+44 20 7204 2167	paul.herring@thomasmiller.com <i>out of hours: +44 7880 086 586</i>

Contents

第1節	前文	1
第2節	てん補	3
第1条	てん補の特性	3
第2条	てん補範囲	4
第3条	支援 (Support)	7
第4条	てん補からの免責	9
第3節	クレームの取り扱い	12
第5条	クレームに関する義務	12
第6条	クレーム処理	14
第7条	クレームに関する総括的権限	14
第4節	メンバー資格および加入手続き	16
第8条	保険契約の申込み	16
第9条	加入証明書	16
第10条	メンバー資格	17
第11条	重要事項の変更	18
第12条	固定保険料加入	18
第13条	特別加入	18
第14条	共同加入	19
第5節	てん補期間	20
第15条	加入期間	20
第16条	加入の継続	20
第17条	てん補の終了	20
第18条	保険契約終了の効果	22
第19条	てん補の停止	22
第20条	てん補停止の効果	23
第21条	てん補の解除	24
第22条	解除の効果	25

Contents

第6節	クラブの基金	26
第23条	保険料の支払義務	26
第24条	保険料の査定	26
第25条	クラブの基金	28
第26条	投資	29
第27条	緊急事態基金および緊急 事態保険料	29
第28条	保険料の支払	30
第29条	休航戻し	31
第7条	理事および管理者	32
第30条	理事会	32
第31条	理事会の雑則的権限	32
第32条	権限委任	32
第33条	管理者の報酬	33
第34条	回覧および実務推奨	33
第35条	再保険	33
第8節	総則	34
第36条	定款 (Bye-Laws)	34
第37条	譲渡	34
第38条	認識	34
第39条	クラブの権限の保全	35
第40条	相殺の権限	35
第41条	通知	35
第42条	第三者の権利	37
第43条	紛争および意見の相違	37
第44条	準拠法	39
第9節	定義および解釈	40
付属書	実務推奨	47

第1節 前文

本約款は定款、ザ・ユナイテッド・キングダム・フレイト・デマレージ・アンド・デフェンス・アソシエーション・リミテッドの**通常定款** (Articles of association) により授与された権限に従い採択されたものである。同通常定款は、クラブの特別決議による**本約款** (Rules) の変更、破棄または追 規定するものである。

クラブがその**メンバー (Member)** に提供するてん補は**本約款**に定める。**メンバー**に提供されるてん補は、常に**本約款**に定めるワランティ、条件、免責、制限およびその他条件に従う。

本約款の文言は、明確な意味をもつ。これら文言の定義は第9節の定義に定める。定義する文言を**本約款**の中で太字並びに大文字で示された場合にのみ、同定義で意図した意味を持つ。

本約款34条に定めるとおり、**クラブ**は随時**回覧 (Circulars)** および**実務推奨 (Practice Recommendations)** を発行し、**メンバー**に特定の問題に関して助言するとともに、**理事 (Directors)** が随時決定する決議または附則 (bye-laws) に関して情報を提供する。これらは**ウェブサイト (Website)** で閲覧でき、現時点有効な**実務推奨**は付属書に記載する。

約款第5条は、**メンバー**が**クラブ**に対して負う継続的義務について定める。すべての**メンバー**に対し強調すべきことは、**本約款**によりてん補される事柄について、**クラブ**に対し適切で時宜にかなった通知をする義務は**メンバー**にあり、**メンバー**を代理する弁護士あるいはその他の者の義務ではないということである。

第1節 前文

2015年保険法（「保険法」）の以下の規定は、下記のとおり、本約款およびおおよびいかなる保険契約から除外される。

- (1) 保険法第8条およびおおよび第14は除外される。その結果、第8条第2項の公正な情報提供義務、および/またはおおよびまたは、最大善意の義務の各違反があった場合には、クラブは保険契約を無効とすることができる。
- (2) 保険法第10条は除外される。その結果、別段の定めがない限り、本約款またはいかなる保険契約においてもワランティはすべて厳格に遵守されなければならない、もしメンバーまたは本約款でてん補される者がワランティを遵守しない場合は、たとえ遵守違反を後に是正したとしても、クラブは、当該違反のあった日以降の責任を免れる。
- (3) 保険法第11条は除外される。その結果、もしメンバーまたは本約款でてん補される者が本約款またはクラブと本約款でてん補される者との間の保険契約の条項を遵守しない場合は、クラブの責任は、本約款またはそのような条項に基づき、除外、制限、または、免除される。
- (4) 保険法第13条A項は除外される。その結果、本約款、および、クラブとメンバー並びに本約款でてん補される者との間の保険契約は、合理的期間内に未払クレームを支払うという黙示的条項を前提とする必要はなく、また、クラブはこの黙示的条項に違反することとはならない。但し、当該違反が故意あるいは無謀である場合を除くものとし、保険法第13条A項はその範囲内において除外される。

本約款はクラブの基本定款 (Memorandum) および通常定款 (Articles of the Association) に従う。

第2節 てん補

第1条 てん補の特性

- (1) **メンバー**は、以下の事柄に関して生じた自己の**諸費用 (Cost)** について、てん補される。
 - (a) **加入船舶** (Entered Ship) についてメンバーの有する利益に関すること
 - (b) メンバーまたはその代理人による**船舶** (Ship) の建造、買船、売船、所有、管理、用船または**運航** (Operation) に関すること
 - (c) **船舶**の**クラブ加入** (Entry) 期間中に起きた出来事
- (2) 契約上または不法行為から、あるいは**制定法 (Statute)** の下で生じるクレームは、訴訟原因が生じた日に発生したものとみなす。
- (3) 救助または曳航業務に関連するクレームは、その契約日あるいは当該業務が開始された日（どちらか早い日）に生じたものとみなす。
- (4) **船舶**の建造、買船、売船に関連するクレームは、当該契約の締結日に、または**クラブ**が合意するそれ以後の日および条件で生じたものとみなす。
- (5) **加入船舶**に関する契約の存在に関連するクレームは、その申し立てられた契約が締結された日から当該**船舶**が加入していた場合にのみてん補される。

第2節 てん補

第2条 てん補範囲

てん補される諸費用

- (1) **メンバー**は、下記の場合において第2条3項に規定するクレーム、紛争あるいは**法的手続 (Proceeding)** に関連する**諸費用**についててん補される。
- (a) その**諸費用**が**メンバー**の法的立場を調査あるいは保護するために生じた場合
 - (b) その**諸費用**が**法的手続**に関連して発生し、かつ、**メンバー**が、かかる**諸費用**についての**クラブ**の明白な書面による支援を得ている場合

費用責任

- (2) **メンバー**は、管轄裁判所あるいは仲裁廷が当該**メンバー**に対し法的手続の相手方への支払いを命じた諸費用について、その利息を含めててん補される。ただし、これら**法的手続**を開始、続行、あるいは防御するためには、**クラブ**の明白な書面による支援を得ることとする。

てん補されるリスク

- (3) **本約款**の下で**クラブ**により提供されるてん補は、下記の事柄に関して**加入船舶**に関連するクレーム、紛争あるいは**法的手続**に適用される。
- (a) あらゆる用船契約、船荷証券、運送契約あるいはその他契約、その存在、履行、解約、または、契約下でもしくはその契約に関連した、いかなる権利または救済手段の行使あるいは執行
 - (b) 当該**船舶**の建造、買船、売船
 - (c) 当該**船舶**の設計、修理、改造、変更
 - (d) 当該**船舶**の喪失、損失、抑留、遅延あるいは使用不能
 - (e) 当該**船舶**への燃料、潤滑油、資材または機器その他必需品の供給
 - (f) 当該**船舶**による、あるいは当該**船舶**に対して、提供された海難救助あるいは曳航サービス
 - (g) 貨物の船積、瀬取り、積付、トリミング、保管あるいは荷揚げ
 - (h) 共同および／または単独海損の負担金または諸費用
 - (i) 当該**船舶**に乗船予定、乗船中または乗船後の船客、その代理人または扶養家族による、あるいはこれらの者に対するクレーム
 - (j) 当該**船舶**上またはその周囲の職員、部員、密航者およびその他の者

第2節 てん補

- (k) 当該船舶の船級
- (l) 当該船舶に関連する公式調査、職権尋問、その他のいかなる調査におけるメンバーの代理
- (m) クラブ以外で、保険業務を行う保険引受人および個人および／または会社から受け取るべき、またはこれらの者に対し支払うべき金額
- (n) 代理店、荷役業者、船用品供給業者、ブローカー、税関、港湾その他の官庁、または当該船舶の運航、管理およびオペレーションに関係するその他の者から受け取った諸費用、支払金、勘定書
- (o) 当該船舶に関して、国税、税関あるいはその他政府、地方自治体あるいは現地当局による、あるいは、これらの者に対するクレーム
- (p) 当該船舶に関する、環境あるいは持続可能性の問題に係るクレーム

てん補範囲の拡張についての裁量

- (4) クラブが提供するてん補は、理事会の裁量により、加入船舶の抵当権、賃貸、または、同種のファイナンス取決めから生じるその他クレーム、紛争あるいは法的手続についても適用範囲を拡張することができる。

メンバーによる先支払い

- (5) クラブが別段の決定をした場合を除き、メンバーは、先に支払いをしない限り、クラブの基金からいかなる金額をも回収する権利を有しない。

限度額

- (6) 本約款の記載あるいは第3条の下で供与されたいかなる支援の条件および約款第9条(1)(b)および約款第13条に従い明記されたその他限度額にかかわらず、メンバー、共同メンバーあるいはその他の者に対し、諸費用に関するクラブの責任は、いかなる状況でも一事故、一出来事あるいはクレームとなる一連の事柄につき、総額で1500万ドルを超えないものとする。

第2節 てん補

- (7) **理事会**は、その裁量により、そして何ら理由を開示する必要なしに、第2条6項を目的として、当該**諸費用**がひとつあるいはそれ以上の事故、出来事あるいは一連の事柄から生じたかどうかを決定する権利を有する。

必須てん補

- (8) 第3条の規定にもかかわらず、10,000米ドル（あるいは**理事会**が随時決定する金額）を超えない以下の**諸費用**について**メンバー**はてん補される。
- (a) 第2条3項に列挙されたクレーム、紛争あるいは**法的手続**について、法的あるいはその他の助言を得るために**メンバー**に生じた**諸費用**；
- (b) 第2条3項に列挙されたクレーム、紛争あるいは**法的手続**を主張あるいは防御する目的のために**メンバー**が当事者となり、あるいは代理人を立てたいかなる法的手続の**諸費用**、またはそれに付帯する**諸費用**、そして**メンバー**がこれら訴訟の他の当事者への支払義務が生じたあらゆる**諸費用**を含む；

ただし、違反行為があった場合に**クラブ**から回収する**メンバー**の権利を制限あるいは除外することのできる**本約款**の規定の運用を制限することなく、**管理者**がその裁量により異なる判断をしない限り、下記の**諸費用**について、第2条8項に基づく**メンバー**による**クラブ**からの回収はない。

- (a) **メンバー**による不正、詐欺行為あるいは債務免除のための**メンバー**による故意の不作行為から生じた、あるいは、その結果として生じた**諸費用**。
- (b) その回収により、**クラブ**が、いかなる国家、関係当局、政府、あるいは、組織から、いかなる形態であれ、制裁、禁止、制限、または、利益に反する行為を受ける、あるいは、受けることとなるリスクが生じるような**諸費用**。

第2節 てん補

第3条 支援 (Support)

理事会の裁量

- (1) 理事会は、第2条3項および4項に関連するいかなるクレーム、紛争あるいは法的手続に関し、以下のことについてその裁量により決定する権利を有する。
 - (a) 第2条1項および2項に関連した**諸費用**について**メンバー**を支援するか否か、また支援する場合、どの段階もしくは程度まで、どのような手段で、および、どのような条件に基づき支援するのが適切と考えられるか、
 - (b) そのような支援の撤回、あるいは支援の条件を変更するか否か、
 - (c) **クラブ**のこれまでの支援にもかかわらず、かかる**諸費用**に対する更なる支援を辞退するか否か、

不順守による結果

- (2) **メンバー**が第2条1項および2項に規定する**諸費用**を負担する場合
 - (a) **メンバー**が、**クラブ**が課した諸条件を順守していないとき、または
 - (b) **メンバー**自身、もしくは、その使用人あるいはその代理人の側に過失または不履行があるとき

理事会がその裁量により別段の決定をした場合を除き、いずれの場合にも、**メンバー**は負担した**諸費用**を**クラブ**から回収することはできない。また**メンバー**は、これらクレーム、紛争あるいは法的手続に関連して**クラブ**に生じた諸費用を返済する義務がある。

支援前に生じた諸費用

- (3) 本条3項および4項におけるクレーム、紛争あるいは**法的手続き**について、**クラブ**の支援を受ける前に**メンバー**に発生した**諸費用**は、またはその限度において、**クラブ**が支援すると決定した範囲でない限り、**クラブ**から回収する権利を有しない。

第2節 てん補

勘案すべき要素

- (4) **理事会**は、**諸費用**について**クラブ**が**メンバー**を**支援**するか否かを判断する場合に、関連するであろうと思われる事柄について勘案することができる。勘案すべき関連事項のリストは下記を含むが、これに限定するものではない。
- (a) **メンバー**が**クラブ**の支援を求めている事柄に関連するクレーム、紛争あるいは法的手続に関する権利の実態的内容
 - (b) **クラブ**がてん補される資格がない場合でも、**メンバー**がどのように行ったであろうか、あるいは行うべきであったかを鑑み査定される**メンバー**の行為の合理性
 - (c) **メンバー**が関連する**実務推奨**、**回覧**、または**本約款**に基づく**メンバー**のその他義務を順守した範囲
 - (d) **メンバー**が提案した、または講じた手段の費用対効果
 - (e) 個々の**メンバー**の利益に加え、**メンバー全体**の利益
 - (f) 理事会の決定による**クラブ**への財政的な影響

権限の委任

- (5) 第3条の下で**理事会**に付与された権限は、**理事会**の裁量により、**管理者**が行行使することができる。

唯一の裁決者

- (6) 第3条の下で付与された権限を行使するにあたり、**理事会**あるいは時に応じ**管理者**は、**メンバー**が**クラブ**の支援を求めるいかなるクレーム、紛争あるいは**法的手続**に関して、事実または事実の推論に関連する問題の唯一の裁決者である。

書面による確認

- (7) **管理者**が書面で支援することを承諾しない限り、かつ承諾されるまで、**クラブ**は第3条の規定に従い支援したとみなさない。

第2節 てん補

第4条 てん補からの免責

次に掲げる項目は、**理事会**による別段の決定ある場合を除き、明確にてん補から免責される。

最低紛争金額

- (1) 紛争金額が10,000米ドル（あるいは訴訟の原因が生じた日における他通貨での相応の金額）、あるいは**理事会**が随時決議をした金額に満たないクレームから生じた**諸費用**。そのような決議は採択された日の次の**保険年度**の開始時において有効とする。

違法および制裁の危険性のある取引

- (2) 密輸、封鎖侵破、または違法あるいは制裁の危険性のある取引に携わる**加入船舶**に起因する、またはその結果として生じる**諸費用**。

船舶保険および用船者の船体損傷リスクの免責

- (3) **メンバー**がてん補されるであろうリスクに起因する**諸費用**であり、かつ、**諸費用**を生じさせる出来事の発生時に当該**船舶**が下記いずれの保険で十分にカバーされている場合：
- (a) **船舶保険 (Hull Policies)** における**適正価額 (Proper Value)** に関して、ロイズ海上保険MAR書式1/1/82および協会期間約款・船舶1/10/83付に定める条件を下回らない（ただし、一事故につき被保険価額の2%を超えないフランチャイズまたは免責金額を除く）
 - (b) ザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・ステイム・シップ・アシュアランス・アソシエーション・リミテッドの用船者向け補償条件第2条第1項がその当時提供するてん補を下回らない条件で、同クラブ理事会がその裁量によってのみてん補するか否かにかかわらずてん補される船体損傷リスクに関する用船者責任保険（一事故につき、**メンバー**と船体損傷にかかわる用船者責任の保険者の間で合意された、合理的なフランチャイズまたは免責金額を除く）

第2節 てん補

戦争危険の免責

- (4) **メンバー**は、**諸費用**を生じさせる出来事の発生時、加入船舶がその適正価額まで十分に協会戦争・ストライキ約款1/10/83および協会船主責任保険戦争・ストライキ追加担保特別約款20/7/87に定める条件を下回らない条件で付保されていた場合にてん補されるであろうリスクより生じる**諸費用**。

P&Iリスクの免責

- (5) **メンバー**は、**諸費用**を生じさせる出来事の発生時、加入船舶がザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・steam・シップ・アシュアランス・アソシエーション・リミテッド保険約款、または、本約款第4条第3項(b)を除く用船者向け補償条件がその当時提供するてん補を下回らない条件で、同クラブ理事会がその裁量によってのみてん補するか否かにかかわらず、十分に付保されていれば、てん補されるであろうリスクより生じる**諸費用**。

特殊船運航および特定の客船リスクの免責

- (6) **メンバー**が、**諸費用**を生じさせる出来事の発生時、加入船舶がザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・steam・シップ・アシュアランス・アソシエーション・リミテッドの保険約款第4条第1項および2項の特別危険担保がその当時提供するてん補を下回らない条件で、理事会がその裁量によってのみてん補するかにかかわらず、十分に付保されていればてん補されるであろうリスクより生じる**諸費用**。

ホテル、レジャーまたはエンターテイメント・リスクの免責

- (7) **加入船舶**上ですべての船客に提供するホテル、レジャーまたはエンターテイメント関連の施設あるいは同種のサービス、および、そのような施設またはサービスから生じるいかなるクレーム、紛争あるいは**法的手続**に起因する、またはその結果として生じる**諸費用**。

第2節 てん補

特定の原子カリスクの免責

- (8) 加入船舶が貨物として運送する核燃料、核物質、放射性生物または廃棄物からの電離放射線の放出、あるいは、放射性、毒性、爆発性その他の有害なもしくは汚染された特性に起因、またはその結果として生ずる**諸費用**。ただし、1965年原子力施設法（および同法の下で規定するいかなる規則）、または同法の改定、修正あるいは再制定法において定義した「除外物質」で、**理事会**がさらに除外することを承認したものを除く。

重複保険

- (9) 他のいかなるカバー、保険、または下記の場合であればてん補されるであろう**諸費用**
- (a) 重複保険に基づき責任を除外あるいは制限する、かかるその他カバーもしくは保険の条件は別として、かつ
 - (b) 当該船舶が**加入船舶**でなかった場合
- ただし、その他カバーまたは保険にもかかわらず、クラブがメンバーと直接、あるいは他の保険者との間で、諸費用のうち特定のものをクラブが負担するという特別合意によりメンバーがてん補を受けることができないまたは場合に限る。

時効

- (10) **メンバー**がそれを知った時から一年以内にメンバーよりクラブに通知しなかった、いかなるクレーム、紛争あるいは**法的手続に関連する諸費用**。
- (11) 履行または弁済後一年以内にメンバーよりクラブに償還請求を怠った**諸費用**。

共同メンバー

- (12) **共同メンバー**の間のクレーム、紛争あるいは**法的手続**に関連して生じた**諸費用**

第3節 クレーム の取り扱い

第5条 クレームに関する義務

クレーム通知

- (1) **メンバー**は速やかに（いかなる場合でも**メンバー**がクレームを認識してから3ヶ月以内に）**諸費用**を生じさせるあらゆる事故、出来事、紛争あるいはクレームについて、**クラブ**に書面により通知し、すべての関係情報、書類、報告書あるいは証拠のコピーを提供するものとする。

弁護士への任命

- (2) **メンバー**は、**クラブ**による書面の事前承認なしに、**クラブ**へのクレーム提起を引き起こす可能性がある、または、クレーム提起を引き起こしたいかなるクレーム、紛争あるいは**法的手続**に関連して、法的あるいはその他の助言を得るために、弁護士もしくはその他の者を任命できないものとする。

継続的義務

- (3) **メンバー**は、いかなる時も以下の義務がある：
- (a) 自己もしくは代理人の保管、所有または管理下にあるすべての関係書類および証拠を収集、保存し、速やかに提出するものとする。また、書類の提出を要求された時はいつでも、法的特権あるいは守秘義務の主張にかかわらず、**クラブ**もしくは弁護士または代理人として任命されたその他の者に、これら書類を調査し、コピーすることを許可しなければならない。また、
 - (b) **クラブ**もしくはそれら弁護士またはその他の者が、**メンバー**の使用人、代理人、当時雇用されていたその他の者、あるいは、事故、出来事、紛争またはクレームに関連する情報を有すると思われる者に対し、面談や協力を取り付けることを許可し、これらを援助するために最善の努力を尽くさなければならない。
 - (c) いかなるクレーム、紛争または**法的手続**の進捗状況について、逐次**クラブ**に情報提供しなければならない。

第3節 クレーム の取り扱い

クレームの決済

(4) いかなる**メンバー**も、**クラブ**の事前承認なしに、また**諸費用**に関する**クラブ**のいかなる要求に沿うことなく、下記の事柄の取下げ、打ち切り、容認、支払いあるいは和解することはできない。

(a) **クラブ**へのクレーム提起を引き起こす可能性がある、または引き起こしたいいかなるクレーム、紛争あるいは**法的手続**

(b) **クラブ**の支援を受けて提起したいいかなるクレーム、紛争あるいは**法的手続**

もし、**メンバー**が、本約款第5条4項の義務を果たさずに、クレーム、紛争あるいは**法的手続**を解決あるいは和解した場合、その**メンバー**は、**クラブ**に生じた**諸費用**のすべて、あるいは**理事会**がその裁量により判断した**諸費用**の一部を**クラブ**に支払う責任がある。

不遵守の結果

(5) **メンバー**が本約款第5条の義務を果たさない場合、**メンバー**が故意または過失により関連情報、書類または証拠を保持し、意図的に知っていながらこれらを隠匿した場合、あるいはクレーム、紛争または**法的手続**に関する虚偽の陳述を行った場合、もしくは**メンバー**が他の者にそうさせた場合または他の者がそうすることを**メンバー**が承知しながら許可した場合、**理事会**はその裁量で、下記のいずれかを行うことができる。

(a) 当該クレーム、紛争あるいは**法的手続**の支援を拒否すること、または

(b) 当該クレーム、紛争あるいは**法的手続**に関連して**クラブ**より支払うべき金額を、**理事会**の決定に従って減額すること、または

(c) **メンバー**に対し、当該クレーム、紛争あるいは**法的手続**に関連して**クラブ**が負担するであろう**諸費用**について、全額もしくは一部を、**クラブ**へ返還するよう要求すること。

第3節 クレーム の取り扱い

第6条 クレーム処理

- (1) メンバーが**諸費用**を負担するために**クラブ**の承認を求める場合、**クラブ**は常に（承認したかどうかに関わらず）、**クラブ**が適切と考える条件に基づき、いかなるクレーム、紛争あるいは**法的手続き**に関する調査および助言、またはそれらに対応するために、メンバーの代理として弁護士あるいはその他の者を選任することができる。クラブはいつでもこの選任を打ち切ることができる。
- (2) メンバーに代わり**クラブ**により、あるいは**クラブ**の承認を得て**メンバー**により任命されたすべての者は、（行動中も、その件から退いた後も）常に**メンバー**により指示された条件の下で、下記の目的のために選任される、あるいは、選任されるものとみなす。
 - (a) クレーム、紛争あるいは**法的手続**に関連して**クラブ**に助言し報告すること、
 - (b) **クラブ**の指示を求め、それに従って行動すること、かつ
 - (c) これらの者の所有、または権利を有する、当該クレーム、紛争あるいは**法的手続き**に関するいかなる書類または情報を**クラブ**に提供するため、これらの者が、あたかも、**クラブ**のために行動すべく任命され、また常に**クラブ**のために行動していたかのように任命される。
- (3) 本約款第2条2項で規定したものを除き、**クラブ**は、**メンバー**に生じた損失または支払った費用に関する利息について責任を負わず、いかなる場合でも支払うことはない。

第7条 クレームに関する総括的権限

- (1) **理事会**の見解として、いかなるクレーム、紛争あるいは**法的手続**において生じた**諸費用**が、紛争の対象となっている金額に比べ不相応であると考えられる場合、**理事会**はその絶対的裁量により、**メンバー**が**クラブ**にカバーを求めて提起したクレームにつき、全額または一部の費用を、**クラブ**の基金から**メンバー**に支払うことができる。

第3節 クレーム の取り扱い

クラブに対する諸費用の分担

- (2) **本約款**に基づき**諸費用**を回収しうるその他の権利に関わらず、また、その権利を害することなく、**クラブ**はいつでも**メンバー**に対し、書面による通知をもって、回収したクレームの一部について、クラブがその裁量により合理的と考える**諸費用**に関連する金額を、**クラブ**へ支払うよう要求することができる。その金額を決定するにおいて、**クラブ**は、メンバーに支払われるべきクレームとメンバーが現実的に回収すべきと考えられる金額の合計に占める割合および**クラブ**が関係性があると考える事柄を勘案することができる。
- (3) **理事会**は随時、将来発生する特定クレームまたは翌**保険年度**に発生する特定種類のクレームにつき、特定の金額もしくは割合しかメンバーにてん補しないことを決議することができる。
- (4) 第7条3項に基づく決議が適用される**メンバー**への支援は、（**理事会**が課するその他の条件に従うことを前提として）その決議の諸条件が支援の確認時に明示されているか否かを問わず、それら諸条件に従うものとする。
- (5) 第7条3項に基づき可決されたあらゆる決議の詳細および発効日を記載した通知は、すべてのメンバーに**回覧**の形式で配布され、**ウェブサイト**で公開されるものとする。
- (6) **加入船舶**の拘留において、**理事会**が拘留の適法性を吟味することが**クラブ**の利益になると考える場合、**理事会**はその裁量をもって当該**船舶**を拘留されたままにすることを命じることができる。この場合、**メンバー**が**理事会**命令に従ったことで被った直接損失または第三者に対する責任に対して、**理事会**はその裁量によって補償すべきと考える金額を**メンバー**に払い戻すものとする。
- (7) **理事会**は、**クラブ**に責任がなかったであろう**諸費用**の全額あるいは一部を、**クラブ**が**メンバー**に対して支払う、あるいは、払戻すことを、その裁量により決定することができる。

第4節 メンバー 資格および加入 手続き

第8条 保険契約の申込み

- (1) 船舶の加入を希望する**申込人としてのメンバー**は、随時必要とされる様式で申し込みを行う
- (2) **加入申し込み**、**加入条件の変更**または**契約更新の交渉**において、**申込人としてのメンバー**はすべての重要事項および情報を提供し、それらの事項や情報が真正かつ完全であることを確保しなければならない。
- (3) **クラブ**は、**船舶の加入申し込み**について、当該**船舶**に関する**申込人としてのメンバーがクラブのメンバー**であるか否かにかかわらず、その理由を開示することなく、拒否することができる。

第9条 加入証明書

証明書の内容

- (1) **船舶の加入申し込み**を受理した後、**クラブ**は以下のに内容を記載した**加入証明書**を発行する。
 - (a) **メンバーがメンバー登録簿に登録**されたこと（既にメンバーである場合を除く。）
 - (b) てん補限度額を含め、当該**船舶**の加入に関するあらゆる特別の条件
 - (c) **加入開始の日時**
 - (d) 固定期間の場合、**加入終了の日時**
- (2) **クラブ**および**メンバー**が、**船舶**の加入条件を変更することに合意した場合はいつでも、**クラブ**は、その変更条件並びにその変更が有効となった、または有効となるべき日時を記載した保険追約書を**メンバー**に発行するものとする。
- (3) すべての（保険追約書を含み）**加入証明書**はその条件に関する確定的な証拠であり、かつ拘束力を有するものとする。ただし、**クラブ**の見解において、これに誤りあるいは記載漏れがある場合を除く。このような場合には、**クラブ**は同様に確定的な証拠となり、かつ拘束力を有する新たな**加入証明書**あるいは保険追約書を発行する。

第4節 メンバー 資格および加入 手続き

第10条 メンバー資格

- (1) **クラブ**が、まだ**メンバー**でない**申込人**としての**メンバー**より**船舶**の加入申込みを受理した場合、**申込人**としての**メンバー**は、**加入**が受理された日以降、**メンバー**となり、その名称は**メンバー登録簿**に記載される。
- (2) **クラブ**が保険者からの**船舶**の加入申込みを受理した場合、加入申込みをした**船舶**は、再保険の形で加入するものとする。**本約款**においては当該**船舶**を**加入船舶**とし、その**加入船舶**の**船主**と**受再**される保険者は、各々、**理事会**の裁量により、**理事会**が合意した条件に基づき、**メンバー**として認められるものとする。その保険者が**メンバー**とはならない場合、**クラブ**による別段の合意がない限り、**本約款**に基づき、その保険者は他のすべての点において**メンバー**と同等の権利を有し、かつ同等の義務を負うものとする。その保険者と**クラブ**との間の契約は、その保険者があたかも**加入船舶**に関する**メンバー**であり、その資格において当該**船舶**を**クラブ**に加入させているかのような効力を持つ。

UK(IOM)のメンバー資格

- (3) **クラブ**の**メンバー**資格申込みの受理および資格継続の条件として、**メンバー**は**UK(IOM)**（もしくはその承継人あるいは譲受者）の**メンバー**となり、かつ、随時有効な**UK(IOM)**の基本定款および通常定款並びに規則（もしくは承継人あるいは譲受者の設立文書）の規定に常に従うものとする。
- (4) 第10条3項の規定は、**クラブ**によりてん補されるリスクが、**クラブ**によって全部あるいは一部が**UK(IOM)**に受再されている限りにおいてのみ適用される。
- (5) すべての**メンバー**およびその**承継人**は**本約款**に拘束されるものとする。

第4節 メンバー 資格および加入 手続き

第11条 重要事項の変更

船級、管理会社、船籍の変更

本約款の下でてん補を受ける**メンバー**あるいはその他いかなる者も、**加入船舶**に関するいかなる重要事項の変更を**クラブ**へ通知する義務を負う。これには、船級または船級協会、管理会社の変更または船籍変更を含むが、これらに限るものではない。そのような開示をすること、あるいは、開示を怠ったことを受けて、**クラブ**は、当該重要事項が開示された時点、あるいは**クラブ**へ通知がなされるべきであった時点から有効なものとして、当該**加入船舶**に関する**メンバー**の**保険料率**、または、**固定保険料**、および / または、**加入条件**を修正し、もしくは、**加入**を終了することができる。

第12条 固定保険料加入

クラブは、下記の条件での**船舶**の**加入**申込みを受理できる。

- (1) **固定保険料**は、合意した金額を、**クラブ**が指定した一括または分割の支払い時期に**クラブ**に支払う。
- (2) 第1条および第2条に規定てん補を、除外、制限、修正あるいはその他変更する。
- (3) 第12条2項を前提として、てん補を受ける者は**メンバー**とはならないが、その他の点で**メンバー**と同等の権利を有し、かつ義務を負う。これらの者は**保険料**あるいは**非常事態保険料**の支払いに関する点以外は、あたかも**メンバー**であるかのように扱われる。

第13条 特別加入

クラブは、随時その裁量により、第2条に規定するてん補を除外、制限、修正あるいは変更する特別条件により、または第1条1項で本来除外されたリスクを含む特別条件により、**船舶**の**加入**申込みを受理することができる。

第4節 メンバー 資格および加入 手続き

第14条 共同加入

共同責任

- (1) 船舶が**共同メンバー**名義で**加入**する場合は、すべての**共同メンバー**は、別段の合意のない限り、当該**加入**について、クラブに支払うべきすべての**保険料**、**非常事態保険料**あるいはその他の金額を支払う連帯責任を負う。
- (2) 当該**加入**について、**クラブ**が支払うべき金額が**共同メンバー**のいずれかにより受領された場合には、**クラブ**はその支払い義務を一切免除される。
- (3) **共同メンバー**のいずれかが知りえる重要な情報あるいは文書の開示を怠った場合、**共同メンバー**全員の不履行とみなされる。
- (4) **クラブ**が第2条に基づいてん補を留保する権限を得る行為を**共同メンバー**のいずれかが行った場合、**共同メンバー**すべての行為とみなされる。
- (5) **クラブ**が書面により別段の合意をしない限り、**クラブ**あるいは**クラブ**の代理から、**共同メンバー**のいずれかに対してなされた通信の内容は、**共同メンバー**全員によって了知されたものとみなされ、**共同メンバー**のいずれかからの**クラブ**に対する通信は、**共同メンバー**全員の承認と授權によってなされたものとみなす。

第5節 補期間

てん

第15条 加入期間

- (1) 本約款に従い、(固定期間加入以外の) **加入**は、**クラブ**と別段の合意をした場合を除き、**加入**を開始した日の属する**保険年度**の終了まで継続する。
- (2) 固定期間加入する**船舶**の**加入**は、本約款において別段の規定がある場合を除き、当該期間の満了と共に停止する。

第16条 加入の継続

下記の場合を除き、**加入船舶**は一**保険年度**から翌**保険年度**へ同じ条件で、その**加入**を継続するものとする。

- (1) **メンバー**の要求により、他の条件が合意されるか、または
- (2) 第17条(終了) による通知がなされたか、または
- (3) **クラブ**が、現**保険年度**の**グリニッジ標準時**1月20日正午以前に、次**保険年度**の当該**船舶**の**クラブ加入**条件が変更されることを通知したとき。この場合、**メンバー**と**クラブ**の間で、翌**グリニッジ標準時**2月20日正午以前に条件が合意されない限り、**加入**はその時点で停止する。

第17条 てん補の終了

- (1) 本約款に別段の規定がない限り、**加入船舶**の**加入期間**(固定期間の加入を除く) は次のいずれかの場合によってのみ終了することができる。
 - (a) **理事会**がその裁量により、理由を開示することなく、**メンバー**の**加入**を終了させると決定し、**クラブ**がその決定に従い、**保険年度**中の**グリニッジ標準時**1月20日正午までに、**メンバー**に対して書面による通知をした場合。
 - (b) いかなる**保険年度**においても**グリニッジ標準時**1月20日正午以前に**メンバー**が**クラブ**に対し書面により通知した場合。

第5節 補期間

てん

- (2) 第17条第1項に従って通知がなされたときは、**クラブ**による別段の合意もしくは決定がない限り、**加入期間**は、かかる通知に従い、**グリニッジ標準時**2月20日正午をもって終了するものとする。
- (3) 第17条第1項および第2項の効力を害することなく、**クラブ**はいつでも、理由を開示することなく、第15条に規定する保険期間の満了する30日以前であれば、書面による30日前通知により、**メンバーの加入**を終了することができる。
- (4) 本約款で反対の規定があるにも関わらず、
 - (a) 加入船舶が**メンバー**によって、**クラブ**を直接的もしくは間接的にいかなる国家、管轄当局、政府または組織により、いかなる形態であれ、制裁、禁止、制限措置、または敵対行為対象となる、もしくはなりうるリスクにさらすような、運送、取引または航海に使用され、または使用される可能性があるとき、**クラブ**は、以下の行為をなすことができる。
 - (i) **クラブ**による調査が完了し、さらなる通知があるまで、**メンバー**に対するてん補を停止すること、または、
 - (ii) **クラブ**がそのようなリスクにさらされていると判断したときはいつでも、書面による通知をもって、直ちに、**メンバー**のてん補を停止すること。
 - (b) **加入船舶のメンバー**がいかなる国家、管轄当局、政府、または、組織により、いかなる形態を問わず、制裁、禁止、制限措置、または、不利な措置の対象である場合、または、その対象となる場合、**クラブ**は、書面による通知をもって、**メンバー**のてん補を直ちに停止することができる。

第5節 補期間

てん

第18条 保険契約終了の効果

- (1) メンバーあるいは本約款の下でてん補される他のいかなる者のてん補が、第17条（終了日）に従い終了した場合には：
- (a) メンバーあるいはその他のてん補される者およびその承継人は、クラブが別段の合意あるいは決定をしない限り、終了日の属する**保険年度**全期間について第23条（支払義務）に従いクラブに支払うべき全額、および、第27条（非常事態基金および非常事態保険料）に従い徴収されるいかなる**非常事態保険料**も支払う義務を負い続けるものとする。

終了日前の責任

- (b) **クラブ**は終了日より以前に発生した、あるいは開始したいかなる出来事に起因する、またはクレーム、紛争あるいは**法的手続**に関連して生じる、加入船舶に関する**諸費用**をてん補する義務を負う。しかし、終了日より以降に発生した事故、または開始した**法的手続**に関してはいかなる責任も負わない。

第19条 てん補の停止

- (1) メンバーまたは本約款によりてん補されるその他の者は、**停止事由**が発生した場合、その者のすべての**加入船舶**にかかわるてん補を直ちに停止する。

停止に至る事由

- (2) **クラブ**の書面による別段の合意がない限り、メンバーまたはてん補されるその他の者は、以下のいずれかの事態が発生した場合、**加入船舶**にかかわるてん補が停止される。
- (a) メンバーまたはてん補されるその他の者が、（船舶売買契約書またはその他の正式書類、契約書その他いかなる方法によるかを問わず）当該**船舶**の利益を放棄または譲渡する場合、または
- (b) **加入船舶**の管理人が変更された場合
- (c) **クラブ**の承認する船級協会の船級を停止あるいは削除された場合、または
- (d) 当該**船舶**が最後の消息があった時より10日間行方不明となったか、あるいはロイズに行方不明として掲示された場合、または

第5節 補期間

てん

- (e) 当該船舶が現実全損となった場合、または
 - (f) 船舶保険者（海上危険か戦争危険のいずれであるかを問わず）が、当該船舶の推定全損を認容した場合、または
 - (g) 船舶保険者（海上危険か戦争危険のいずれであるかを問わず）が、クレームを生じる事故の発生直前の当該船舶の自由市場における市場価額を超える未修繕損害の支払いを船主に同意した場合、または
 - (h) 当該船舶が現実全損もしくは推定全損であることに合意あるいはそうとみなされる基準で船舶保険者（海上リスクか戦争リスクのいずれであるかを問わず、）と和解または精算した場合、または
 - (i) **クラブが、メンバー**またはてん補されるその他の者と合意をもって、当該船舶が現実全損または推定全損とみなされる、あるいは商業上滅失したと合理的に考えられるとクラブが決定した場合。
- (3) 第19条2項(a)から(c)に掲げた事態の発生後も加入船舶のてん補の継続を認める場合は、クラブはその裁量によって適切と考える条件を課すことができる。

第20条 てん補停止の効果

メンバーまたは本約款の下でてん補されるその他の者が第19条（「停止日」）に従いてん補を停止された場合、

- (1) **メンバー**あるいはてん補されるその他の者および**クラブ**は、**メンバー**あるいはその他の者が、かかる停止が発生した保険年度に関しては、按分割合（すなわち当該船舶が当該保険年度に加入していた期間が保険年度全体に占める割合に応じた、当該保険年度における当該船舶の保険料または固定保険料）のみを負担する責任を負うと合意することができる。
- (2) もしこれが合意されない場合、**メンバー**あるいはてん補されるその他の者およびその**承継人**は、第23条（支払義務）に従い、停止日の生じた**保険年度全体（船舶が年度全体あるいはその一部のみ加入していたかにかかわらず）**について、**クラブ**に支払うべき全額を支払う義務を負い続けるものとする。
- (3) **メンバー**およびその**承継人**は、第27条（緊急事態基金および緊急事態保険料）に従い徴収されるいかなる**緊急事態保険料**を全額支払う義務を負い続けるものとする。

第5節 補期間

てん

- (4) **クラブ**は停止日以前に発生した、あるいは開始したいかなる**出来事**に起因する、またはクレーム、紛争あるいは**法的手続**に関連して生じる、加入船舶に関する**諸費用**をてん補する義務を負う。しかし、停止日より以降に発生した事故、または開始した**法的手続**に関してはいかなる責任も負わない。
- (5) 第20条第1項に規定された合意に至るための交渉があったか否かにかかわらず、**クラブ**は、その裁量により、停止日時点における**メンバー**またはてん補されるその他の者の**クラブ**に対して支払うべきものであるが停止日において請求がなされていない金額に対する、**メンバー**またはその他の者が負うであろう責任に相当すると思われる金額を査定することができる。また、もし**クラブ**が第20条5項の下でその権限を行使する場合、第20条5項の下で査定された金額は、**メンバー**またはてん補されるその他の者により、**クラブ**が指定する単一または複数の日付にその全額が支払われるものとする。

第21条 てん補の解除

メンバーが**クラブ**に支払うべき金額の全額または一部の支払いを怠った場合、**クラブ**は指定の期日までに、その金額を支払うよう書面による通知をもって要求することができる。その期日は書面による通知を行ってから5営業日以上の猶予期間を設けなければならない。**メンバー**が、指定された期日までにその金額の全額を支払わなかった場合、通知に記載された船舶で、かつ当該**メンバー**もしくはその代理人により**クラブ**に加入するすべての船舶につき、**メンバー**に対するてん補（当該てん補がその通知の時点において有効であるか否かにかかわらず）、更なる通知または手続を要することなく、直ちに解除される。

第5節 補期間

てん

第22条 解除の効果

- (1) **メンバー**または**本約款**の下でてん補されるその他の者のてん補が、第21条（解除日）に従って終了する場合、**クラブ**は、解除日以降、以下の事情にかかわらず、てん補を解除された**メンバー**またはその他の者に関する**船舶**に関わる**諸費用**につき、てん補する責任を停止する。
 - (a) かかる**諸費用**が、以前の**保険年度**を含み、解除日以前に発生したいかなる出来事を理由として、あるいは開始した**法的手続**に関連して生じたもの、または、生じる可能性のあるものであるか
 - (b) かかる**諸費用**が、解除日または解除日以降に、発生した出来事に起因した、あるいは開始した**法的手続**に関連して生じたものであるか
 - (c) **クラブ**が、支払義務を承認したか、または、弁護士またはその他の者を選任したか、または
 - (d) 停止日またはそれ以前の日において、**クラブ**がかかる**諸費用**が発生するかもしれない、あるいは発生するであろうと知っていたか

第6節 クラブの 基金

第23条 保険料の支払義務

- (1) いかなる**保険年度**についても**船舶**を加入させた**メンバー**は、**本約款**に従い、**クラブ**に対して**保険料**を支払うものとする。
- (2) 第12条の下で、**固定保険料**で**船舶**を加入させた者は、かかる**加入**に関する**固定保険料**、または**クラブ**に対する支払いを合意したその他の金額を、**クラブ**が指定した分割払い方式および期日までに、**クラブ**に支払うものとする。
- (3) **船舶**を加入させた**メンバー**は、第27条に従い徴収される**緊急事態保険料**を支払うものとする。
- (4) **クラブ**に**船舶**を加入させた**メンバー**は、**メンバー**により支払われるべきいかなる**保険料**、**緊急事態保険料**、**固定保険料**あるいはその他の金額に対して**クラブ**が支払うあるいは支払い責任を負う税金を支払わなければならない。また、それについて**クラブ**を補償し、損害を与えないものとする。
- (5) **理事会**は、その裁量により、いつでも、**本約款**の下で**クラブ**に支払うべき**保険料**、**固定保険料**、**緊急事態保険料**またはその他の金額の支払いを確保するため、**理事会**が決定した様式と条件で、保証を要求することができる。

第24条 保険料の査定

- (1) **理事会**は、**クラブ**がその責任を果たすため、また第25条2項に掲げたその他の目的のために、**クラブ**が各**保険年度**について必要とする資金を**保険年度**ごとに決定することができる。また、**理事会**はそのさらなる裁量により、適切とみなすいかなる割合で、第25条1項に規定される**クラブ**の収入にかかる資金に割り当てることができる。

第6節 クラブの 基金

- (2) 申込人としてのメンバーおよびクラブは、クラブへの船舶の加入申請が受理される前に、船舶の保険料率につき合意するものとする。
- (3) 申込人としてのメンバーおよびクラブは、船舶の固定保険料加入申請が受理される前に、固定保険料および一括または分割の支払い期日につき合意するものとする。
- (4) 加入船舶の保険料率あるいは固定保険料を決定するにあたり、クラブは、影響を及ぼすと予測されるリスクの程度を含むがこれに限らず、関連すると思われるすべての事柄を考慮することができる。
- (5) 理事会は、各保険年度の開始前に、当該保険年度について支払われるべき各加入船舶の保険料率あるいは固定保険料に対して一般的な調整として適用する割合（増減にかかわらず）を決定する。
- (6) 保険年度に支払われるべき保険料あるいは固定保険料は、加入船舶の保険料率あるいは固定保険料に、理事会が第24条5項に従い決定した一般的な調整として適用される割合を乗じた金額とする。ただし、メンバーとクラブの間で、何らかの割引あるいは割増が合意された場合を除く。
- (7) クラブが第16条第3項に従い、適用保険料率または固定保険料の変更を含むがこれに限らず、船舶の加入条件の変更が必要である旨の通知をなした場合、当該船舶について翌保険年度に支払うべき変更後の保険料または固定保険料が、メンバーとクラブの間で合意されなければならない。また、その後のグリニッジ標準時2月20日正午までにそのような合意がなされなければ、かかる加入は停止する。
- (8) 理事会は、第24条5項にかかわらず、その裁量により、適切と考える時期に、当該保険年度においてクラブに加入する船舶に関して、理事会が指定する分割払いおよび支払い期日においてメンバーから徴収され支払われるべき、すべての加入船舶の保険料率に追加引き上げ割合を適用することを決定できる。

第6節 クラブの基金

- (9) 第24条8項に従い、**理事会**が決定した**保険料**は、以下の場合に関わらず、当該**保険年度**に**クラブ**に**船舶**を**加入**させるすべての**メンバー**により支払われるものとする。
- (a) 第25条（**クラブ**の基金）に規定するクレーム、一般費用またはその他経費の支払責任が**クラブ**に生じ得る時に、**船舶**が加入していなかった場合、および
- (b) **クラブ**に、クレーム、一般費用またはその他経費に対する支払いまたは責任が生じ得る時に、**船舶**が加入していないであろう場合。

第25条 クラブの基金

- (1) **クラブ**の収入は以下から得るものとする：
- (a) **クラブ**への**保険料**、**固定保険料**、その他収入源、および**本約款**に従い**クラブ**に支払われるべきその他の金額の支払い、および
- (b) 第26条（投資）に従って得た投資収入。
- (2) 第25条1項の下で**クラブ**に生じる基金は、以下の目的で使用されるものとする。
- (a) (既発生、見通しまたは見積り上のものであるかを問わず) **クラブ**のクレーム、一般経費およびその他の経費を支払うため。以下の項目を含むが、これに限らない。
- (i) **固定保険料**加入の場合、その**加入**に関して**クラブ**に支払われる保険料を超えるクレーム、一般費用およびその他経費の超過額、および
- (ii) **クラブ**とそれ以外の他の保険者との間で締結された再保険またはその他契約に基づき、**クラブ**が負担したもしくは負担する可能性があると思われる**クラブ以外**の他の保険者のクレーム、一般費用またはその他の経費の一部。
- (b) **理事会**の見解として**クラブ**に対してなされるべき支払いを受け取ることができないであろうと判断した場合、**クラブ**の基金の不足または欠損を補填するため。
- (c) 政府あるいはその他団体、制定法、法律または規則により**クラブ**に要求される支払余力（ソルベンシー・マージン）、保証積立金あるいはその他資金を構築し維持するため。
- (d) **理事会**が適切と考える非常事態あるいは目的のための余剰金または準備金を構築し維持するため、
- (e) **理事会**が随時承認するその他の目的のため

第6節 クラブの 基金

第26条 投資

クラブの基金は、(理事会の指示および監督に従って) 株式、株券、債券、社債その他の有価証券、あるいは通貨、商品またはその他不動産または動産、あるいはその他クラブが妥当と考える勘定への預託により投資することができる。クラブの基金は、**理事会**が承認する他の方法によって投資することもできる。

第27条 緊急事態基金および緊急事態保険料

- (1) **理事会**はその裁量により、以下の場合において**緊急事態基金**を構築し、維持することができる。
 - (a) 異常に多数の**船舶**が脱退した場合
 - (b) **クラブ**が保険引受を停止した場合
 - (c) **クラブ**の未払いで、偶発的、将来的かつ予想される債務の見積り合計の一部もしくは全部を履行する場合。これら債務は現在の保険年度またはその他の保険年度に関連して、すでに発生したか、発生する可能性があるかを問わない。
- (2) **非常事態基金**を構築し、維持するために必要な基金は、以下に従い、一回または複数回の**非常事態保険料**として徴収するものとする。
 - (a) **理事会**が、各**非常事態保険料**により拠出されるべき総額を決定する。
 - (b) **理事会**が**非常事態保険料**の徴収を決議した**保険年度**の各**メンバー**、およびその**保険年度**以前の4年度のいずれかの**保険年度**の各**メンバー**が**非常事態保険料**を支払うものとする。これは、(非常事態保険料の徴収に関連する) **クラブ**の未払い、または偶発的、将来的または予想される債務が**メンバー**の加入期間中に発生したか否かを問わない。
 - (c) **メンバー**が各**保険年度**において**加入船舶**1隻につき支払うべき1回の**非常事態保険料**の金額は、**クラブ**によって算出され、求められる1回の**非常事態保険料**として必要とされる総額を、**非常事態保険料**の徴収を決議した**保険年度**、およびその**保険年度**以前の4年度の各**保険年度**における**加入船舶**の総数で除した額とする。

第6節 クラブの基金

- (3) **メンバー**のいずれかにより**非常事態保険料**としての支払いがない金額は、**理事会**の裁量により、最後に徴収した**非常事態保険料**の負担割合で按分して、他の**メンバー**から回収することができる。
- (4) 第27条1項および2項に従い、**非常事態保険料**が徴収された後に、当該**非常事態保険料**の対象である**クラブ**の未払いで、偶発的、将来的かつ予想される債務の合計額を支払った後、剰余金があると**理事会**が考えた場合、**メンバー**は、最後に支払った**非常事態保険料**の負担額と比例して計算された剰余金と同等額の返還を受ける権利を有する。
- (5) **メンバー**は、第19条に従い**保険年度**終了前にてん補が停止された**船舶**について、当該**船舶**が加入していた期間の、**保険年度**全体に占める部分として、当該**保険年度**のその**船舶**に関する**非常事態保険料**の負担割合のみを支払う責任を負う。

第28条 保険料の支払

- (1) 各**保険料**および各**非常事態保険料**は、**理事会**が指定する分割支払いにより期日に支払わなければならない。
- (2) **保険料**あるいは**非常事態保険料**の額が決まり次第、可及的速やかに、**クラブ**は各**メンバー**に、以下の項目を通知するものとする。
 - (a) 適切と思われる金額
 - (b) **保険料**あるいは**緊急事態保険料**の支払日、あるいはこれらの分割支払期日、および
 - (c) **メンバー**が加入する**船舶**につき、かかる**メンバー**により支払われるべき金額
- (3) **クラブ**は、**メンバー**に対し、いかなる**保険料**あるいは**緊急事態保険料**の全額あるいは一部を、**クラブ**の指定する単一または複数の通貨により支払うことを要求することができる。

支払いの遅延に関する金利

- (4) 本約款に基づく**クラブ**の権利および救済方法を損なうことなく、**保険料**、**緊急事態保険料**(またはその**保険料**の一部、分割**保険料**)、**固定保険料**、あるいは**メンバー**または本約款の下でてん補されるその他の者が支払うべきその他の金額が、第28条あるいは時に応じ第21条に基づく期日までに支払われない場合、それら**メンバー**またはその他の者は(**クラブ**が書面により別段の合意をしない限り)、**理事会**が随時決定する利率で、未払金に対して支払期日から支払日までの金利を支払うものとする。

第6節 クラブの基金

- (5) **クラブ**は、**メンバー**または本約款によりてん補されるその他の者が支払うべき**保険料**、**緊急事態保険料**、**固定保険料**あるいはその他のいかなる性質の金額に関して、**加入船舶**に対する先取特権またはその他の訴権を持ち、かかる先取特権あるいは訴権は、**メンバー**またはその他の者、またはその**加入船舶**に関わるてん補が、第17条（終了）に従い終了、あるいは第19条（てん補の停止）に従い停止、あるいは第21条（てん補の解除）に従い解除されたとしても、継続するものとする。

第29条 休航戻し

- (1) **加入船舶**が、最終係留後30日間以上連続して同一の安全な場所において休航状態にある場合、**メンバー**は、**クラブ**が随時決定する割合で、**本約款**に従い課せられたすべての**保険料**の割戻しが認められる。
これに従い、**保険料**の割戻しは、**保険年度**に対し、かかる船舶が安全な場所に留まった期間の按分とする。
- (2) 第29条1項においては、
- (a) **船舶**が修理、改造または改良を受けている場合、あるいは乗組員（保守または警備のための乗組員を除く）を乗船させているか、または貨物を積載している場合、**クラブ**が別段の決定をしない限り、船舶は休航中として扱われない。
 - (b) 休航場所が安全かどうかは、**クラブ**が判断するものとし、**メンバー**により論争となった場合は、**理事会**が判定を行い、これを最終決定とする。
 - (c) **保険年度**後3ヶ月以内に**クラブ**に書面による通告をしない限り、**クラブ**はその年度にかかわる休航戻しの請求に応じない。金
 - (d) **理事会**がその裁量により別段の決定をしない限り、**固定保険料**の割戻しは行わない。
 - (e) **非常事態保険料**あるいは第24条8項の下で支払うべき金額の割戻しは、第29条第1項を理由として認められるものではない。

第7条 理事および管理者

第30条 理事会

- (1) **理事会**は、**クラブ**の運営のため、またすべてのクレーム、紛争または**法的手続**につき**メンバー**を支援すべきか否かを決定するため、また**クラブ**に対するクレームの決済のため、必要と考える頻度で会議を持つものとする。**理事**は自己に利害関係のある事案に関しては、**理事**として行動することはできない。**理事会**はその決定の理由を開示することはない。

理事会により検討される資料

- (2) 本約款第30条1項に従って開催される会議において、**理事会**が必要と考えれば、懸案のクレーム、紛争または**法的手続**に関する情報、書類または証拠を、第6条（クレーム処理）に言及されている人物から取得した助言、報告または意見と併せて検討することができる。関係する**メンバー**は、**理事会**に関連する証拠または主張を提出する権利を有するが、当該会議前5営業日以内に**クラブ**に書面を提出することによってのみ、これをなすことができる。

第31条 理事会の雑則的権限

- (1) **理事会**は、**クラブ**をいかなる協会もしくは団体にも加盟させることができ、この目的のためにこれら団体に対し、**理事会**が妥当と考える会費または補助金を**クラブ**が支出することを認めることができる。
- (2) **理事会**は**メンバー**の利益を増大または擁護し、あるいはその権利または責任を明確にするために、自ら適切と考える措置を講じ、または推進することができる。この目的のために、**理事会**は自らが望ましいとする条件によって、他**クラブ**または団体と共同して試験的事案の紛争に参加することができる。

第32条 権限委任

管理者に委任される権限

- (1) 本約款によって**クラブ**に権限、または裁量が付与され、または義務が課される時は常に、かかる権限、義務、裁量は、本約款中の条項、条件、または、制限に従い、以下により行使されるものとする。
 - (a) **理事会**、あるいは
 - (b) 管理者、但し、権限、義務、裁量が、随時**理事会**により委任され、かつ、**クラブ**の意見、判断、決定、通知あるいは裁量の行使について、適宜、**理事会**あるいは**管理者**の意見、判断、決定、通知あるいは裁量の行使を指すものとされている場合。

第7条 理事および管理者

- (2) 第3条5項の規定を除き、**本約款**において、権限、義務あるいは裁量が**理事会**に付与される時は常に、かかる権限、義務あるいは裁量は、**理事会**によってのみ行使される。
- (3) **本約款に基づく理事会**による権限委任の範囲について、**メンバー**はその照会を求める権利はない。しかし**理事会**による**管理者**への権限委任が**本約款**の下で認められる場合、**メンバー**は理事会による更なる権限委任についての照会あるいは証拠なしに、**管理者**による決定あるいは連絡に依拠することができる。

第33条 管理者の報酬

管理者は、**理事会**が承認する基準および金額により報酬を受けるものとする。

第34条 回覧および実務推奨

- (1) **クラブ**は、随時、**回覧**あるいは**実務推奨**を発行することができ、これらは**メンバー**または**本約款**の下でてん補されるその他の者に通知することにより発効する。
- (2) **保険年度**の開始時に有効な**実務推奨**は約款付属書に記載する。
- (3) **クラブ**は常に、これら**実務推奨**あるいは**回覧**を、**メンバー**または**本約款**の下でてん補されるその他の者に通知することにより、加筆、変更、改訂することができる。

第35条 再保険

クラブは以下の決定をなすことができる。

- (1) **クラブ**がてん補するいかなるリスクについて、再保険者との間で、再保険あるいはリスク移転をし、
- (2) **クラブ**がてん補するリスクである限りにおいて、他の保険者または再保険者がてん補するリスクの再保険を引き受ける。

第8節 総則

第36条 定款 (Bye-Laws)

- (1) **理事会**は随時定款を可決することができ、これらは翌保険年度の開始より効力を生じるよう、**本約款**に摂取されるものとみなされる。**メンバー**による定款違反は、**クラブ**が次の事柄をなす根拠となる。
 - (a) 当該**メンバー**のクレームを拒否するかまたは規則に従っていれば生じなかったであろう部分を減額する、または／あるいは、
 - (b) 当該**メンバー**の**船舶**の継続的な**クラブ加入のための条件**を課することができる。
- (2) 可決したすべての定款およびその発効日を示す通知はすべての**メンバー**に送達され、**ウェブサイト**で公開される。

第37条 譲渡

- (1) **クラブ**が**メンバー**およびその**承継人**に供与する権利は個人的なものであり、**本約款**あるいは**クラブ**と**メンバー**間の契約に基づいて生じるいかなる利益も、譲渡し得ず、また、**クラブ**の書面による承諾なしにはいかなる法的利益あるいは受益権も生じない。かかる承諾は、**クラブ**の裁量とし、**クラブ**が妥当と考える条件で供与される。承諾を得ることなしには、意図されたいかなる譲渡も無効である。
- (2) **クラブ**は、譲受人の提示するクレームの決済にあたり、譲渡人の**クラブ**に対する既存のあるいは将来の債務を消滅させるに足るものと**クラブ**が見積った金額を、事前通知することなく、差し引くあるいは保留する権利を有する。

第38条 認識

本約款のいずれかの条項が、**メンバー**、**船主**または**申込人**としての**メンバー**の認識または意識について言及するか、あるいは類似の表現により条件付けている場合、その者は、適切かつ慎重な照会をなしていれば、合理的にみて、当然認識しておくべき事柄を認識していたものと見なされる。

第8節 総則

第39条 クラブの権限の保全

本約款に基づく権限の**クラブ**による行使あるいは一部行使、またはこれら権限の行使の際の自制、遅延または不行使は、**クラブ**が有する権限の放棄を構成せず、また後に同権限を行使するいかなる権利も侵害しない。**クラブ**の権限は重複することができ、法に規定するいかなる権利あるいは救済措置も排除しない。

第40条 相殺の権限

- (1) 本約款の他の条項にかかわらず、**クラブ**は、**クラブ**から**メンバー**に支払うべき金額と**メンバー**から**クラブ**に支払うべき金額を相殺する権利を有する。
- (2) **メンバー**は、クレームまたは**クラブ**から支払うべき金額または第三者からの回収を、いかなる**保険料**、**非常事態保険料**、**固定保険料**あるいは**クラブ**に支払うべきその他金額と相殺する権利を有しない。

第41条 通知

メンバーからクラブ

- (1) 本約款の下で、あるいはこれに関連して、**クラブ**に送達するまたは行う通知またはその他の連絡は、書面により、そして**クラブ**の登記事務所宛てに、直接届けるか、あるいは、料金支払済み郵便（英国以外の国からの通知の場合は航空便を使用）、または、クーリエにより、もしくは、電子メールにより（宛先：tmdefence@thomasmiller.com）同事務所宛に送達するものとする。

クラブからメンバー

- (2) 本約款の下で、あるいはこれに関連して、**クラブ**により送達されるまたは行われる通知またはその他の連絡は、書面により、直接、届けるか、郵便あるいは電子メールで下記宛てに送達するものとする。
 - (a) **クラブ**に登録された住所にて**メンバー**宛てに、または
 - (b) 本約款の下で補完されるその他の者から通知先として提示された住所宛てに、または

第8節 総則

- (c) 当該通知に関連する船舶またはアカウントがその者を通じてクラブに加入している、または、加入したブローカーあるいはその他仲立人宛てに、それらの者の営業の場所において。
- (d) 一般的な通知の場合は、クラブのウェブサイトに掲載されるものとする。

共同メンバー

(3) 共同メンバーの場合は、

- (a) いかなる共同メンバーからクラブまたは管理者へのいかなる連絡も、すべての関連共同メンバーの全面的な承認と権限を持ってなされたと見なされる。また
- (b) メンバー登録簿に最初に記載されたメンバーに送達されたいかなる通知も、すべての共同メンバーに対する十分な通知とする。

代替住所

- (4) いかなるメンバーも適宜、英国内に通知あるいはその他の連絡が行える代替住所を指定することができる。かかる住所は、クラブに登録されたメンバー住所の代替として、クラブが使用することができる。

送達の時期

- (5) 第41条の下で行われた通知あるいは連絡は、下記の時点で見なされたと見なされる。
 - (a) 直接の送達の場合は、その住所に配達された時点;
 - (b) 英国内の住所宛てに英国内で投函され、郵送された場合は、投函後2営業日後;
 - (c) その他の場合は、投函後5営業日後;
 - (d) 電子メールで送信された場合は、送信時
 - (e) クーリエによる送達の場合は、発送の翌々営業日、また
 - (f) クラブのウェブサイトに掲載する場合は、ウェブサイト上で閲覧可能となった時点

ただし、直接の送達、電子メール、またはクーリエによる送達が営業日の午後5時（現地時間）以降に行われたと見なされる場合、あるいは営業日以外の日の何時においてもこれが行われたと見なされる場合は、送達の日付は翌営業日と見なす。クラブの送達記録は、その連絡並びに発送、投函および受領の決定的証拠となる。

第8節 総則

承継人を拘束する通知

- (6) 継承につながる状況を**クラブ**が認識しているかどうかにかかわらず、**メンバー**の**承継人**は第41条の下でなされる通知あるいは連絡に拘束される。

第42条 第三者の権利

- (1) **本約款**および**クラブ**と**メンバー**との間の契約は、1999年英国契約（第三者の権利）法の下で執行することはできない。ただし、**本約款**あるいはかかる契約が、同法の適用を明記した場合はこの限りではない。
- (2) **本約款**のいかなる条項あるいは**クラブ**と**メンバー**との間の契約が、第三者により執行可能となったとしても、**本約款**あるいはそのいずれかを、第三者の了解なく変更、改訂あるいは修正すること、あるいは、てん補を保留、停止あるいは終了することができる。

第43条 紛争および意見の相違

- (1) **クラブ**が**メンバー**より受け取るべきと考える金額を回収するための**クラブ**による提訴に関しては、**メンバー**は、英国高等法院の管轄地に服するものとし、そして、**クラブ**は、かかる金額の回収のために、これに加えいづれの管轄地でも訴えを起こす権利があることを認識する。

理事会への照会

- (2) **本約款**から生じるか、あるいは関連して**メンバー**と**クラブ**の間で、その他紛争あるいは意見の相違がある場合は、**理事会**がかかる紛争あるいは意見の相違から生じた、あるいは関連した事案について既に検討したか否かにかかわらず、まず**理事会**の決定を仰ぐものとする。
- (3) もし**理事会**がその絶対的裁量により、紛争あるいは意見の相違が生じた、あるいはこれらに関連する対象の事柄が、（当該**メンバー**に関連するか否かにかかわらず）以前、**理事会**により検討されたと判断した場合、**理事会**はそれ以上当該案件を検討する義務はない。第43条6項に基づいて**メンバー**が仲裁に付託する権利は影響を受けない。

第8節 総則

- (4) 理事会は、照会された紛争あるいは意見の相違について決定に至るものの、書面による意見提出のみを検討する。**理事会**は、事実関係または影響力その他の事柄を勘案することができる。その他の事柄とは、紛争あるいは意見の相違の対象となる事柄に関連して起こる、あるいは**理事会**が関連していると考える事柄を指す。**理事会**はその決定の理由を開示する義務はない。
- (5) **メンバー**は、紛争あるいは意見の相違についての**理事会**への照会に関連して発生した費用を回収する権利はない。

仲裁

- (6) **メンバー**が**理事会**の決定を受け入れない場合、かかる紛争あるいは意見の相違は、ロンドンにて一名の仲裁人に付託されるものとする。

仲裁人の選任

- (7) 仲裁人は、海運業および海上相互保険業の経験のある商事弁護士会 (Commercial Bar) の勅選弁護士とする。当事者が選任する者について合意できない場合、仲裁人は商事弁護士会の会長の推薦により選任される。

決定の拘束力

- (8) 仲裁人の決定は、最終的、かつ当事者に対し拘束力を持つ。仲裁の申し立ておよび手続きは、1996年英国仲裁法並びに改正法あるいは再制定法に従う。
- (9) 第43条の規定を除き、第43条6項あるいは第43条7項の下で選任された仲裁人がクラブに支払を命じた裁定を執行する以外に、いかなる**メンバー**もいかなる意見の相違あるいは紛争に関し、**クラブ**に対する**法的手続**を行うことはできない。その場合、**本約款**および両者の契約の下でこれら紛争あるいは意見の相違に関して、かかる**メンバー**に対する**クラブ**の唯一の義務は、かかる裁定により命令された金額を支払うことのみとする。

第8節 総則

- (10) **メンバーと管理者**の間のいかなる紛争も、第43条6項から8項の規定に従い、仲裁に付託され、いかなる**メンバー**も同規定以外に、管理者に対して法的手続を行うことはできない。

第44条 準拠法

本約款および**クラブとメンバー**との間の契約は、かかる契約に別段の明文がない限り、英国において締結されたものと見なされる。また、**本約款**およびその契約は共に、英国法に準拠し、かつ解釈されるものとする。

第9節 定義および解釈

本約款中、以下の表の第1欄に掲げる語句は、表題又は文脈に矛盾しない限り、対応する第2欄に定める意味を持つものとする。

語句	意味
申込人としてのメンバー	クラブへの加入を希望し、または、その意思のある船舶に関し、かかる船舶の船主、合名船主、個別持分保有船主、共有船主、譲渡抵当権者、受託者、用船者、運航者、船舶管理者または建造者あるいはその他の者を意味する。ただし、その名が加入証明書に記名される者で、既にメンバーであるか、以後そうとなるかを問わず、自己または代理人によって加入申請がなされたか、なされつつあるか、もしくは、なされようとしていること。
通常定款 (Articles)	クラブの現行の通常定款
クラブ	ザ・ユナイテッド・キングダム・フレイト・デマレージ・アンド・ディフェンス・アソシエーション・リミテッド
営業日	土曜、日曜を除く日で、ロンドンのシティ地区の銀行が通常営業を行っている日。
保険料	第23条1項、第24条および第25条に従って加入船舶についてクラブに支払うべき金額

第9節 定義および解釈

語句

意味

保険料率

クラブに**加入**している、あるいは**加入**しようとする**船舶**について**メンバー**あるいは**申込人としてのメンバー**が、第24条に従い合意した**クラブ**に支払われるべき料率

加入証明書

クラブが発行する書類およびその書類の追約書で、**加入船舶**に関する**メンバー**名を記録し、保険契約を証明するもの

停止事由

メンバーあるいは本約款の下で**ん補**されるその他の者が法人である場合、**停止事由**とは、その**メンバー**あるいは他の者に関して次のいずれかの発生を意味する。

(a) 会社の解散命令が下され、または、解散決議が成立した場合（ただし、善意の会社再建あるいは合併のために、その後の存続会社が本約款に拘束されることを合意した場合を除く。）

(b) 裁判所の命令により、または、第三者による担保権の行使の結果として、管理人 (administrator)、財産保全管理人 (administrative receiver)、財産管理人 (receiver) の選任を含むが、これらに限定されず、事務管理者 (office holder) が選任された場合。

(c) 担保権をもつ債権者により、あるいはその代理人により、**メンバー**あるいはその他の者すべての**加入船舶**について、争いのない占有が取得された場合、あるいは

(d) その他支払不能となるか、あるいはいかなる司法管轄においてであれ本項上記aおよびbに挙げた事由と同様の状態となる場合。

第9節 定義および解釈

語句

意味

メンバーあるいは本約款の下でん補されるその他の者が個人である場合、**停止事由**は、そのメンバーあるいは他の者に関して次のいずれかの発生を意味する。

(a) 破産した場合

(b) 自ら、(あるいは裁判所またはその他の管轄権を持つ機関により) 一般的に債権者との間で示談あるいは債務整理を行った場合

(c) いかなる司法管轄においてであれ、本項上記aおよびbに挙げた事由と同様の状態となる場合

(d) 担保権をもつ債権者により、あるいはその代理人により、メンバーあるいはその他の者すべての**加入船舶**について、争いのない占有が取得された場合

(e) 死亡した場合

(f) 精神障害の理由によりその財産管理あるいは事業経営ができなくなる場合

回覧

第34条に従い、**クラブ**の運営および**メンバー**あるいは**メンバーグループ**に対する保険担保に関して、**メンバー**あるいはその他**本約款**の下でん補されるその他の者に対して発行する文書による通知

非常事態保険料

第27条に基づき、クラブに支払うべき金額

非常事態基金

第27条に基づき、理事会が構築する基金

第9節 定義および解釈

語句	意味
諸費用	第2条に従い、クレームを申立てる際、あるいは防御する際に発生した費用で、 メンバー の管理費は含まない。また、クレームの担保として供与するいかなる財産、保証、債券あるいはその他の資産を提供し維持する費用も除く。ただし、理事会がその裁量により別段の決定をした場合はこの限りでない。
理事会	クラブ の現行の理事会
加入船舶	クラブ に加入している船舶。また、「 加入 」および「 加入する、加入した、加入している、加入していた 」といった表現は、それに従って解釈される。
固定保険料	第12条に基づき 組合 に支払うべき金員
固定保険料加入	第12条に従い、合意された固定保険料で航海用船者が、または、 理事会 がその時々合意したその他の方式により、 クラブ に加入している 船舶
GMT	グリニッジ標準時
船舶保険約款	船舶 の船体および機関について効力を有する保険で超過責任保険を含む。
共同メンバー	その者のために、 船舶 が クラブ に加入している（1名以上の人数の） メンバー うちの1名またはそれ以上の人数の者

第9節 定義および解釈

語句	意味
管理者	クラブの現行の管理者
メンバー	メンバー登録簿への登録で証明されるクラブの現在の構成員。「メンバー資格」(Membership) はそれに従って解釈される。
UKのメンバー	UK(IOM)の基本定款、通常定款および約款に定義され、かつこれらに服する) 構成員
基本定款	クラブの現行の基本定款 (Memorandum of Association)
運航 (Operation)	加入船舶の使用あるいは利用
船主	加入船舶に関し、かかる船舶の船主、合名船主、個別持分保有船主、共有船主、譲渡抵当権者、受託者、用船者、運航者、船舶管理者または建造者あるいはその他の者を意味する。ただし、その名が加入証明書に記名される者で、既にメンバーであるか、後日そうなるであろうかを問わず、自己または代理人によって加入申請がなされたか、なされつつあるか、もしくは、なされようとしていること。
保険年度	2月20日グリニッジ標準時正午から翌年の2月20日グリニッジ標準時正午までの1年間

第9節 定義および解釈

語句	意味
実務推奨	第34条に従い、 加入船舶 の所有、管理、用船あるいは運航に関し、またこれらに関連して クラブ にクレームを申立てるかもしれないあらゆる事柄に関し、 メンバー あるいはその他 本約款 の下でてん補されるその他の者に対して発行する書面による通知
法的手続	裁判、仲裁あるいはその他法的手続を意味し、調停その他の代替的紛争解決手続を含み、またこれらにおける判決、裁定または命令の執行手続も含む。
適正価額	関連する事故の日における、確約のない、当該船舶の市場価額
メンバー登録簿	2006年会社法第113条に従い、保管が義務付けられているクラブのメンバーの登録簿
本約款	前文を含め本書に定める クラブ の現行の約款
船舶	船舶、ボート、ホーバークラフト、リグ、その他の種類の船舶または構造物（これらで建造中のものを含む）で、水面、水面下、水底または水中で航行その他の目的に使用され、または使用を企図されているものであり、その一部分またはトン数の一部または持分をも意味する。
制定法令	議会制定法あるいは法律

第9節 定義および解釈

語句	意味
承継人	メンバー、船主および申込人としてのメンバーの定義に記載されたすべての者に関し、あるいは自己または代理人により船舶をクラブに加入させているすべての者に関し、その相続人、遺言執行者、遺産管理人、最近親者、破産管理人（本約款の下で許された場合）、収益管理人、無能力者後見人、その他精神異常により財産および事物の管理不能のゆえに無能力となった者の代理権限を与えられたもの、破産における管財人、精算人その他あらゆる承継人を含む。
UK (IOM)	ザ・ユナイテッド・キングダム・フレイト・デマレージ・アンド・ディフェンス・アソシエーション（アイル・オブ・マン）リミテッド。アイル・オブ・マンに設立された、保証により有限責任を負う、資本金のない会社で、クラブがリスクの再保険をかけることができる会社。
ウェブサイト	クラブの現行のインターネット・ウェブサイトで、 www.ukdefence.com にて閲覧可能
本約款条文の左に示す見出しは、本文概要を示すものであり、本約款を構成しない。	
単数のみで表示の語は複数を含む	
男性のみで表示の語は女性を含む	
「者」は法人を含む	
「書面による」とは、印刷、タイプライティング、リソグラフ、ファクシミリおよび文言を可視的に表現するその他の様式を含む。	
この和文は、2025年度保険約款および定款の和訳文であり、英文が原本である。	
この和文と英文との間に異同がある場合は、英文が優先する。	

付属書 実務推奨

本実務推奨は、理事会によるその時々の方議あるいは定款についての情報のみならず、特定の問題に関して、メンバーのためのガイダンスを提供します。実務推奨は、別段の改訂がない限り、全ての時点において適用されます。メンバーは、クラブ約款第41条に基づき、またはウェブサイトで公表することにより、実務推奨事項の更新について認識することになります。また、管理者に要求すればそのコピーを入手することができます。

付属書 実務推奨

実務推奨1

加入日ー船主メンバーおよび用船者メンバー

メンバーは、クラブ約款第1条(1)(c)に留意してください。同条項により、メンバーは、船舶がクラブに加入している期間に発生した出来事から生じた費用についてのみ、てん補を受けることができます。このことは、契約は船舶の引渡し前に締結されたが、その船舶がメンバーに引渡されるまでクラブに加入しない場合に影響が出てくる可能性があります。船舶が引渡されるまでに、万が一そのような契約が解除され、またはクレームが発生した場合には、クラブは、その船舶が契約の時点から加入していない限り、いかなるクレームも認容できません。

船主加入に関し、クラブ約款第1条(4)は、次のように規定しています。

「船舶の建造、買船、売船に関連するクレームは、当該契約の締結日、またはクラブが合意するそれ以後の日および条件で生じたものとみなす。」

この条項の効果は、メンバー資格の申込が完了した時、船舶の建造、買船、売船の各契約に基づくクレームに関する限り、建造、または売船の各契約の日、もしくは管理者が合意したその後の日から、船舶の加入が有効になされた場合においてのみ、リスク担保されるのが通常ということです。メンバーの保険料の支払義務もまた、その日から効力を生じます。

建造、または、売船の各契約の譲渡 (assignment)、または地位の譲渡 (novation) があり、新たな買主が買主の立場に立つことになる場合には、元々の契約に基づき生じるクレームに対するてん補が求められる場合、適切な加入日は、譲渡、または、地位の譲渡の日ではなく、元々の契約の日です。建造中の船舶が売買契約書 (Memorandum of Agreement) により購入される場合 (新造船売買)、適切な加入日は、売買契約の日です。

全体的な場合において、加入は、申請時に、申込人は、当該建造、または、買船の各契約に関し、クレーム、またはクレームを生じさせるような出来事を認識していないという、全ての加入に適用される黙示的な条件に従います。

用船者加入については、メンバーは、船舶の引渡し不能、または、用船契約の解除のような紛争についてのてん補を求める場合には、その用船契約の日から船舶を加入させる必要があります。

付属書 実務推奨

実務推奨2 クレームの取扱い

何年もの間、クラブは、多くの主要な法域において法的費用の一般的なレベルの高騰を見てきました。この傾向に対応して、管理者は、折に触れて回覧を発行し、メンバーは、クラブが関わる事柄に直面した際には、不必要な法的費用の支出を避け、かつ、クラブの資産の最も効率的な利用を達成するための特定の要件を厳格に順守することの必要性を強調してきました。

要約すると、それらの要件とは、以下のとおりです。

クレームの通知

約款第5条(1)は、メンバーに、クラブに対するクレームとなる諸費用を生じさせようないかなる事柄についても、管理者に迅速な通知をなすことを求めています。この義務は、紛争が円満に解決されることが予想される場合であっても適用されます。迅速な通知により、本約款が順守されるだけでなく、管理者はメンバーに対してクレームに関する助言を与える機会を得ることができます。

弁護士を選任

約款第5条(2)は、メンバーに、クラブに対するクレームを生じさせようないかなる事柄についても、弁護士、サーベイヤーその他の専門家を選任する場合は、事前に管理者の書面による承認を得ることを求めています。管理者は、場合によって、これが可能でないことを認識しており、そのような場合には、任命の後、可及的速やかに管理者に通知がなされるべきです。

管理者は、クレームに関する事柄について相当の経験があり、多くの場合、外部の助言を必要とせずに、クレームを解決するための助言や支援を提供することができます。弁護士の関与が避けられない場合、管理者は、可能な限りいつでも、メンバーによる弁護士の選択を尊重します。但し、その弁護士が当該問題について適任であることが条件となります。

付属書 実務推奨

情報と相談

第5条(3)に従い、メンバーは、弁護士が任命されたか否かを問わず、管理者が事柄に緊密に関与し、その進捗状況について逐次報告を受け続けることを確実にしなければなりません。特に、管理者は、事案に進展あり次第、事柄の取扱いに関する全ての書面や交信の写しを受領するものとします。弁護士が任命された場合は、その弁護士との全ての交信のコピーが確実に管理者へ送付されることにより、それが最もよく達成されるでしょう。管理者は、また、案件の将来の取扱い、戦略、または、費用に影響を及ぼすであろう決定がなされる前に、常に相談を受けるべきです。

メンバーが、事案の費用について、クラブに遡及的な支援を求めようとする場合もあるでしょう。これは、支援を制限したり拒否する決定がなされた場合に生じます。メンバーがその後、そのような決定の再考を求めたい場合には、メンバーは、管理者が事案の進展を緊密に評価し続けられるようにし、また、本実務推奨および他の実務推奨のガイドラインに従わなければなりません。

解決

第5条(4)に従い、メンバーは、クラブに対するクレームが生じるような、または、クラブの支援を得て取り扱ってきた、クレーム、紛争、または、法的手続を解決、または、和解する前に、管理者から事前の同意を得なければなりません。約款 7条(2)に基づき、メンバーは解決した際には解決金のうち費用として合理的な金額をクラブに支払うことを求められる場合があります。特に、メンバーは、クラブに生じた費用に関しては、和解契約に条項を設けて、管理者からの要求を遵守しなければなりません。事案によっては、和解契約の条項に、費用の回収に関する特別な規定が含まれている場合があります。解決金のその部分はクラブに生じる費用となるので、その費用に関する条項は管理者と合意されなければなりません。しかしながら、費用の回収についての特別な言及がなく、「総額での」支払による解決が提案され、そうでなければ費用の回収が期待されていたかもしれない場合は、メンバーは、和解が成立する前に、解決金のうち、費用として正当に認められ、かつクラブに生じる費用となるものの割合について事前に管理者と相談しなければなりません。

報酬の支払

発生した費用をクラブが支援したほとんどの場合、報酬は、クラブにより直接支払われるでしょう。しかしながら、そうではない場合、メンバーは、後日クラブに対するクレームとなるような報酬を支払う前に、管理者の承認を得なければなりません。

付属書 実務推奨

実務推奨3 第三者サプライヤーとの報酬の取決め

クラブに生じる諸費用の大多数は、法的サービスの提供に関するものです。管理者は、多くの推奨するサプライヤー（Preferred Suppliers）との間で、クラブのメンバーのために彼らが引き受けた業務に対して請求する報酬に関して協定を結んでいます。歴史的には、これらの報酬は、時間給制により請求され、支払額に見合う価値をその法的サービスのサプライヤーから確保することが重要な要素です。

この時間給制は一般的ですが、メンバーやクラブにとっては事案に要する実際の費用が最終的にどの程度になるかが不確実です。事案によっては、訴訟の進展は予見できません。しかしながら、クラブは、品質を損なうことなく、法的サービスやその他のサービスの提供について確実さと透明性を高めることはできると考えています。従って、クラブは、法的サービスやその他のサービスプロバイダーが起用される度に、メンバーと法的またはその他のサービスプロバイダーは、代替的な請求方法を管理者と共に積極的に検討するべきである、と考えます。

代替的な請求方法には以下のような取り決めの仕方があります。

1. 上限付き報酬制

この取り決めは、時間給制ですが、特定の仕事については報酬に上限が課されることが意図されています。

2. 固定給制

このような報酬制度は、しばしば、特定の、または複数のまとまった仕事について、合意されます。

3. 成功報酬付きの減額時間給制

この選択肢は、減額時間給制ですが、「成功」した際には上乗せのある制度です。上乗せに十分値する「成功」とは何かについて明確な合意が重要です。

4. 限定報酬制

この選択肢は、一般的に特定の仕事について相互に合意された報酬の目標枠に基づくものです。記録された時間数が合意された目標枠の範囲内となる場合には、サプライヤーは、その記録された時間数で請求します。報酬額が目標枠以下となる場合には、合意された上乗せがあります。目標枠を超えた場合は、それを超えた分の記録された報酬額について、減額がなされます。

5. 条件付の成功報酬制

この取り決めでは、報酬額は訴訟手続の結果とリンクします。「成功」の性質が明確に定義されなければなりません。また、このような報酬の取り決めは、それが合意される当該法域において認められていなければなりません。

このような条件付きの成功報酬制では、各々の事案の独自の事実と権利の実態的内容が検討されますが、一般的に、この報酬取り決めに基づき支払われる額は、以下を条件として、てん補されます。

- a) 事案が、いずれにしても支援に値するものであり、報酬取り決めが投機的な訴訟に資金を提供するために用いられないこと、および
- b) 当該報酬取り決めが、事案を続行するための費用対効果の高い手段であること、および、
- c) 当該取り決めにより支払われる最高報酬総額が、時間給制により請求されたであろう場合の報酬額を著しく超えないこと、および、
- d) このような報酬取り決めが、事前に管理者の承認を得るために通知されていること。

クラブは、いくつかの事案においては、時間給制が当該事案について請求される最も適切な方法であると考えられることを認識しています。しかしながら、支援の可否を検討し、また、支援の程度を決定する際に、クラブは、当該サービスプロバイダーとの間で合意された報酬取り決めの性質を考慮に入れます。クラブもまた、メンバーが合意しようとしている報酬取り決めについてクラブに事前に相談することを求めます。

実務推奨4 法定要件の順守

メンバーは、時に応じて、船舶全般に、または、特定の類型、または、種類の船舶に対して、強制的に適用される法定要件が導入されることをご存じでしょう。そのような法定要件としては、ISM Code、ISPS Code、シングルハル・タンカーの段階的廃止、または、MARPOL条約付属約款VI（燃料油における硫黄分の制限）などが挙げられます。

メンバーにおいては、メンバーの行為の合理性は、クラブ約款第3条(4)(b)に基づき、クラブが事案の諸費用について支援する程度を理事会が決定するに際に考慮に入れる要素のひとつであることを思い起こされるでしょう。法定要件の施行から生じる紛争に関連し、メンバーがその順守や証書の取得に向けた取り組みは、考慮に入れるべき関連要素のひとつです。

実務推奨5 燃料油の品質に関する紛争

クラブは、長年にわたり、粗悪な燃料油の供給に関する事案に関与してきました。こうした案件の地理的な広がり、件数および複雑性が近年増しており、補油業者から不利な契約条件が課されることと相まって、ますます困難な状況となっています。多くの場合、船舶に供給された燃料が損傷の原因であったという明確な証拠を提出できないため、メンバーの主張は譲歩せざるを得ませんでした。

このようなクレームを成功裡に解決する可能性を最大化するために、メンバーは以下の点に特に留意するよう推奨します：

1. 用船契約書に記載されている、または燃料を発注する際に使用される燃料の仕様

メンバーは、硫黄分を規定するISO8217のような公認燃料規格の最新版を参照し、アルミニウムやケイ素のような元素について具体的に言及するよう努めることを推奨します。また、安定性、均質性、MARPOLへの適合性、および燃料が基準に従って使用することができないような濃度の物質を含んでいないことについても言及する必要があります。

2. 燃料購入の条件

メンバーは、契約書には、非常に短い期間内に通知されない限り、補油業者をすべての責任から免除し、補償する旨の条項がしばしば見られる点を認識し、従って、迅速に行動を起こす必要があることに留意するよう推奨します。

3. サンプル採取手順に関するメンバーの指示

タンクからのサンプルは、以前の燃料や残渣と混合していると主張される可能性があるため、メンバーは、MARPOL条約の手続および適用される契約の条件に従い、船舶のマニホールドで補油プロセス全体を通して継続的にドリップサンプルを採取するよう手配することを推奨します。

サンプルの交換、立会、サンプルの採取場所、密封および保管、並びに品質に関する紛争を解決するための手順（どのサンプルが拘束力を持つかの特定を含む）を含めて、燃料のサンプル採取および試験に関する明確な手順が、用船契約および供給契約において合意されるべきです。

付属書 実務推奨

4. 燃料油分析スキーム

メンバーは、船舶を燃料油の分析スキームに参加させることを検討し、そのスキームの下でなされた勧告に従うことを推奨します。

5. メンバーによる燃料油の取り扱い

低硫黄燃料油の慎重な保管と処理は、エンジントラブルを最小限に抑えるために重要です。

メンバーは、加熱、添加剤の使用、エンジン製造者の推奨事項、シリンダー潤滑油など、燃料油の技術的要件に十分注意することを推奨します。また、メンバーは、不適合や不安定性のリスクがあるため、異なる供給源の燃料の混合を避ける必要があります。

クラブが燃料油の品質に関する紛争にかかる費用をどの程度まで支援できるかを決定する際、理事会は、メンバーが上記または類似のガイドラインをどの程度遵守しているかを照会することができます。

実務推奨6 供給燃料油の所有権

最近、船主メンバーが、船舶に供給された燃料油の代金を、その後支払不能状態に陥った用船者に代わって支払うことを余儀なくされた事例が数多く発生しています。

多くの法域では、補油業者に有利な先取特権の発生を防ぐことは不可能ですが、メンバーは、燃料油を含む商品または役務の請求書に以下のような条項を入れて、可能な限り自らの立場を守ることを推奨します。

「本状により確認され、受領され、および/または発注された商品、および/または役務は、用船者たる...に所在する...社の勘定においてのみ受領され、および/または、発注されたものであり、当該船舶またはその船主の勘定によるものではない。従って、それに基づき、当該船舶に対して先取特権その他の請求権が生じるものではない。」

付属書 実務推奨

実務推奨7 間接税-クラブのアプローチ

メンバーにはご承知いただいている通り、クラブの約款に従いクラブが何らかに関与するにしても、すべての法的小およびクレーム関連のサービスはメンバーに対して提供されることとなります。メンバーに提供されたサービスに関連して発生した報酬および支出は、管理者の事前の承認を得て発生したものであれば、管理者の裁量でメンバーによる先払い要件を免除し、クレーム関連サービスのサプライヤーと直接決済するのがクラブの一般的な慣行となっています。

欧州連合(EU)内およびその他の多くの法域では、一般的に、メンバーへのクレーム関連サービスの提供に対して間接税の支払いを義務付けています。クラブは、本実務推奨の諸条件に従い、サービス自体の費用に加えて、かかるサービスに課される間接税も支払います。

以下は、クレーム関連サービスのプロバイダーからの請求書はどのように作成され提出されるべきかの手順です。

以下は電子請求書と紙面による請求書の両方に適用されます。

世界中のすべてのサプライヤー

1. すべての請求書はメンバー宛てとし、メンバーの正式社名を示すか、またはメンバーを当該船舶の船主または用船者(立場に応じて)として記載してください。
2. すべての請求書には、以下の詳細も記載してください。船名、クラブのファイル番号(File Reference(もしわかれば))、提供されたサービスの種類、出来事または契約(場合に応じて)の概要
3. 請求書の原本は、紙面または電子データでメンバーに送付されなければならない、そのコピーは、電子データまたは紙面のいずれかで、管理者に送付されなければなりません。

EUに拠点を置くサプライヤー

サービスプロバイダーは、メンバー、またはその代理人から最初に起用された時点で、当該メンバーのEU VATステータスの詳細、そして必要に応じて、VAT登録番号を提供されます。従来通り、EU域内に「所属」していないメンバーへのサービスの提供は、EUを拠点とするサービスプロバイダーが、当該メンバーがEU域外に事業所を有することを確認できれば、ほとんどの場合、VATが免除されます。

付属書 実務推奨

メンバーと同じEU加盟国に拠点を置くサプライヤー

EUに拠点を置くサービスサプライヤーは、VAT課税対象サービスに対してVATを請求する必要がある、このVATは、メンバーがVATに登録されていれば、回収することができます。EUを拠点とするメンバーは、通常、VATに登録されているでしょう。そうであれば、当該請求書がクラブに対する認容されたクレームとなる場合、クラブは、その請求書のVATを控除して正味金額を支払い、VATは、メンバーがEUに拠点を置くサービスサプライヤーと直接決済することになります。

メンバーの居住国以外のEU加盟国に拠点を置くサプライヤー

あるEU加盟国に拠点を置くサービスプロバイダーが、他のEU加盟国に居住する、または、その加盟国に属するメンバーにサービスを提供する場合、当該請求書にメンバーのVAT登録番号が記載されていれば、ほとんどの場合、サービスプロバイダーはVATを含める必要はないでしょう。このような請求書がクラブに対するクレームとして認められる場合、請求金額（VAT控除後正味）はクラブが負担します。メンバーは、VATが適用される場合、関係当局へのリバースチャージを使用してVATを会計処理しなければならないことに留意してください。

EU域外のサプライヤーとメンバー

間接税に対する責任は、現地の規則によって左右されます。例えば、英国のサービスプロバイダーはVATが適用されるサービスに対してVATを請求しますが、英国を拠点とするメンバーは、そのメンバーが英国でVATに登録できる場合、VATを回収することができます。

メンバーが英国を拠点としない場合、EU内に所在するか否かにかかわらず、サービスはVATの適用範囲外としてVATが免除されます。

2023年1月1日以降、英国はEUのVAT制度の一部を構成するものではないことを注記しておきます。

実務推奨 8 契約前の照会

メンバーは、クラブがその支援の範囲を決定する際に考慮する要因のひとつがメンバーの行為の合理性であることはご存じでしょう。その一環として、理事会は、紛争の根拠となる用船契約書、売買契約書、造船契約書、供給契約書など、クラブがカバーできる契約やその他の合意を締結する前に、メンバーがどの程度の照会を行ったかを検討します。

照会の程度は、もちろん、メンバーが相手方と過去に取引があったかどうか、また取引の性質や種類、締結される契約の条件や詳細によって異なります。ただし、理事会は、メンバーが契約当事者をまったく知らないか、または、よく知らない場合は、そのような契約を締結する前に、当該当事者と取引のある他のオペレーター、または当該当事者に詳しいブローカー、または独立した第三者のアドバイザーに合理的な照会をするべきであると考えます。

実務推奨9 国際的な制裁およびその他の強制的な法律の遵守

メンバーは、政府あるいは他の超国家的機関が、メンバーその他の者が特定の地域または国との事業または貿易に影響を与える制裁措置またはその他の種類の法律をしばしば導入することがあることをご承知でしょう。特に最近では、ロシア、イラン、シリア、リビア、ベネズエラを含む多くの国々との事業や貿易関係に影響を与える様々な制裁制度を導入した国連、米国、英国および欧州連合がこれに当たります。

メンバーは、メンバー自身の行為の合理性が、約款第3条(4)(b)に基づきクラブが案件の諸費用を支援できる範囲を検討する際に理事が考慮する要素のひとつであることに留意してください。

さらにメンバーは、加入船舶による禁制品の運搬、封鎖突破、あるいは不法または制裁対象となる貿易への関与に起因する、またはその結果として生じる費用は、約款第4条(2)に基づき、理事会がその裁量で別段の決定をしない限り、そして、その範囲において、クラブのカバー対象から明示的に除外されることに留意してください。

約款第2条の但書(b)に基づき、クラブのカバーは、クラブを制裁または禁止措置のリスクに晒すような如何なる費用の回収もないことを前提としています。メンバーの加入は30日の書面による通知で終了されます。また、約款第17条(4)(a)は、加入船舶が制裁の対象となる貿易に従事した結果、クラブが二次的制裁のリスクにさらされると判断した場合、追加通知があるまでカバーを一時停止するか、または直ちに終了することができることを規定しています。さらに、約款第17条(4)(b)に基づき、メンバーまたは加入船舶が制裁を受けた場合、カバーは直ちに終了することがあります。

加入船舶またはメンバーが、例えば米国外国資産管理局 (Office of Foreign Assets Control) による特別指定国民 (Special Designated National) など、制裁対象法人として指定された場合、カバーは直ちに一時停止または終了する可能性が高くなります。

場合によっては、タンカーのメンバーはロシア産原油や石油精製品の輸送について適切な宣誓書の提供が必要になることがあります。メンバーは、後日発生するクレームがクラブから回収できないこともあるので、制裁を含む政府または超国家的な法規制の影響を受ける可能性のある取引、航海、またはその他の手配を行う前に、十分かつ適切な調査を行うことが重要です。

付属書 実務推奨

実務推奨 10

クレームの効果的な管理、費用の管理、および支援に影響を与える要因

管理者は、第三者たるサービスプロバイダーによる案件処理にベスト・プラクティスが確実に適用されること、また提供されるサービスの費用対効果を向上させることに積極的に取り組んでいます。

法的費用の保険者として、潜在的な行動方針に費やされる費用を適切かつ正確に評価することは極めて重要です。サービスプロバイダーの見積りを超えるであろうことが明らかになった場合、サービスプロバイダーは、そのことと詳細な理由について、できるだけ早い機会に、管理者に対して注意喚起しなければなりません。

理事会は、特定の案件で講じられる措置案と発生する費用を非常に重要視します。両者は、約款第3条に基づき、いかなる案件についても支援を決定する際の関連要素です。理事会は、見積りが不十分または不適切であることが判明した案件の多さに、ますます懸念を深めています。見積りが不十分または不適切な場合、サービスプロバイダーは、止むを得ない事情がない限り、以前に提示した見積りを尊重することが期待されています。

約款第3条(4)に基づき、支援に関して管理者および理事会が決定する際に考慮する要素には、紛争に関する権利の実態的内容、メンバーの行為の合理性、義務の遵守の程度、費用対効果、および紛争の金額と争点で考慮する発生費用の相当性が含まれます。

相当性、費用対クレーム金額の検討はますます広まり、よほど説得力のある事情がない限り、費用はクレーム金額に相当することを立証する必要があります。そうでなければ、問題となっている特定の案件への支援の程度に影響を及ぼすであろうことは疑いありません。

実務推奨 11 用船契約保証の執行可能性

クラブは、用船契約保証の執行可能性等に関わる多くの事例に関与してきました。効果的な草案がなされなかったり、またはその他の手続きに従わなかったりした結果、メンバーは、本来であればできたはずの正当な請求権を行使できなくなってしまったことがあります。

メンバーは、第三者に契約の相手方による履行を保証してもらう理由をご存じでしょう。これには、相手方が容易に特定できる資産を所有していない、強制執行手続が不確かな法域に所在している、あるいは、ある種の評判の問題があるなどの要因が含まれます。このような保証の重要性に鑑み、保証に合意する際に講ずべき措置には以下のようなものがあります：

- ・ 保証は、メンバーが求める保護を効果的に提供する文言を使用すべきです。例えば、保証は要求あり次第支払われるべきであり、適切な法および裁判管轄の選択が含まれている必要があります；
- ・ 保証は、「X社により保証された」との文言で単に用船契約書に記載されるのではなく、履行を保証する当事者が署名した別の文書で作成されるのが望ましいです；
- ・ 保証が主たる契約の一部を構成する場合であっても、その文言は、保証の条件が完全に表現されるべきで、最も重要なことは、保証人が署名し、その保証の義務を承認するような形で作成されるべきです；
- ・ 保証に署名する者が、保証人の代理人として、またはその権限に基づいて署名することを意図している場合、メンバーは、署名する者が正式な権限を有していることを確認する必要があります。メンバーは、シップブローカーまたはメンバーの相手方が保証人に義務を負わせる権限を有するものと思い込んではいけません。

付属書 実務推奨

- 現地の法律または規則に従って保証する保証人の資格を確認しなければなりません。例えば、中国の銀行またはその他の会社が保証する場合、これは国家外為管理局の承認を受け、登録されていなければなりません。そうでない場合、その保証は最終的に強制執行できない可能性があります；
- その他の手続が必要な場合もあります。英国法では、保証は書面で行われ、保証人または権限を付与された代理人が署名しなければなりません。この点は、合意が書面であることを必要としない他の契約と異なります；

上記の要素は、理事会がクラブルールに従い、その裁量権を使用して、用船契約保証の執行に関わる特定の事案に対する支援を決定する際に考慮されます。

実務推奨12

複数当事者による訴訟における費用-中間用船者のドロップアウトおよびストリームライン化契約

中間用船者は、バック・トゥ・バックの用船契約でも、相手方の費用を負担する責任を負い、その責任を他の当事者に転嫁できない可能性があります。このようなリスクを最小化するために、早い段階でドロップアウト協定やストリームライン化協定を検討すべきです。

背景として、「VAKIST」号事件判決（[2004] 2 Lloyd's Rep. 465）では、船主は、非安全港に寄港したこと起因する船舶の損害について、用船者に対して損害賠償請求を行いました。用船者も同様に、その再傭船者に対して法的手続を開始しましたが、再傭船者は、船主の請求を防御するために不可欠な証拠にアクセスすることができました。

船主の申し立ては虚偽であるとの判断が下されました。何故なら、本船は非安全港とされた港に停泊したのではなく、損害の原因は本船の不堪航な状態だったためでした。従って、中間用船者は、再用船者の費用を負担する責任を負い、その費用負担を船主に転嫁しようとした。仲裁廷は中間用船者を支持しましたが、高等法院はその判断を覆しました。同裁判所は、中間の傭船者と再用船者の間においては、請求には根拠がなく、従って、因果関係の観点から棄却されるべきである、としました。その結果、中間用船者は、再用船者の費用を船主に転嫁することができませんでした。

従って、バック・トゥ・バックの立場は、全くリスクのないものとは言えません。

英国法では、仲裁人は仲裁の統合を命じることができないため（英国高等法院の管轄下の案件とは異なり）、必ず複数の用船契約下では、複数の仲裁付託が係属することになります。

また、異なる仲裁人が選任されることもあり、手続の中間段階でも、または実体的な段階でも、一貫性のない判断が下される可能性があります。

付属書 実務推奨

当事者間の統合合意は、費用を最小限に抑え、遅延を回避することができます。適切な場合には、メンバーやそのアドバイザーは、不必要な費用を回避するために、そのような合意を締結するか、それに関する対話することが奨励されます。チャーター・チェーンの当事者同士は、一者または複数の当事者が訴訟から「ドロップアウト」することに合意することができます。このような合意は、中間用船者の費用負担を最小化し、残りの当事者の遅延を軽減する効果的な方法となり得ます。あるいは、チェーン内の当事者による特定の仲裁を、その当事者が残りの仲裁に協力することを条件として、「停止」することもできます。より複雑な「ストリームライン化」協定では、当事者は以下の一部または全部を含めることに合意することができます：

- ・ 協定以前に発生した費用は、自己負担すること；
- ・ 協定の下で熟考された問題については、その後発生する費用を分担すること。このような費用は、リスクとなる金銭または協定当事者の人数に比例して分担することができる；
- ・ 元々の根底にある紛争を継続して担当する法律事務所を指名すること；
- ・ 情報提供、証拠提出（すべての証人および専門家の確保を含む）、および調査報告書、通信文書、証人陳述書、専門家報告書を含む、すべての関連する開示可能な文書の開示を含み、協力すること；
- ・ 紛争となっている金額および利息、並びに根底にある紛争で支払われる回収可能な費用に対する責任の担保、および/または、反対担保（適宜）を提供すること、もしくは、紛争中の金額または担保を利息のつくエスクロー口座に支払うこと。
- ・ 差押えまたは仮差押手続よりさらなる担保を求めないことに合意すること；
- ・ すべての関連する用船契約の下で、必要な第3の仲裁人または主任仲裁人を含め、同一の仲裁人を任命すること；
- ・ 中間的な紛争を停止すること；

付属書 実務推奨

- 元々の根底にある紛争の進捗状況を合理的に報告すること；
- 適切な場合は、和解メカニズムに合意すること（例えば、根底にある紛争は、全ての当事者が合意した条件によってのみ解決されるべきであり、そのような合意は不当に留保されるべきではない。）、または、根底にある紛争に関して下された最終的な仲裁判断もしくは判決に拘束されるという当事者の合意を記録すること。
- 統合を命じることができる適切な法律および紛争解決条項に合意すること。

費用と遅延を最小限に抑えるため、メンバーは、仲裁の統合、または適切な場合にはドロップアウト、もしくはストリームライン化協定を検討することが奨励されます。

付属書 実務推奨

実務推奨13 サイバー関連クレーム

メンバーは、特に海運業界におけるテクノロジーの役割が増大するにつれてサイバー犯罪のリスクが増大していることを認識しているでしょう。

メンバーは、約款第3条(4)に基づき、クラブが支援する範囲とレベルを評価する際に、多くの要因が考慮されることを思い起こすでしょう。これらには、メンバーがクラブの支援を求めるクレームまたは紛争に関する権利の実態的内容、およびメンバーがクラブのてん補を受ける資格がない場合でも、メンバーがどのように行ったであろうか、あるいは行うべきであったかを鑑み査定されるメンバーの行為の合理性が含まれます。基本的に、これは、メンバーに課された合理的かつ慎重な無保険者として行動すべき義務を意味します。

サイバーリスクの観点からは、すべてのメンバーが適切なサイバーセキュリティ対策を講じ、サイバーインシデントを防止し、これに対応するための適切なプロセスと手順を整備することが合理的です。特にサイバーリスクの性質と範囲が変化していることを考慮し、これらの手配を常に見直す必要があります。

サイバーセキュリティ・ガイドライは、IMO、BIMCO、Intertankoを含むいくつかの業界団体によって発行されています。

BIMCOは、当事者が契約上の義務を履行する能力がサイバーセキュリティ・インシデントによって影響を受ける場合に適用することを目的とした標準的なサイバーセキュリティ条項を発表しました。この条項は、当事者がリスクを認識する必要性を強調し、また、損害を軽減し、サイバーインシデントを解決するために、当事者間の協力と情報共有を奨励しています。この条項には、重大な過失や故意の違法行為がない場合に適用される、基本的な制限規定も含まれています。この条項は、支払詐欺には対処しておらず、メンバーは、より強化された検証および承認手続きを通じて、このリスクを防止または最小化することが推奨されます。

メンバーは、必要に応じて、この条項または同様の条項を契約に挿入することを検討することが推奨されます。

実務推奨14 船舶管理者向けカバー

クラブのカバーは船舶管理者にも拡張できます。ほとんどの船舶管理者は、船主または運航者を代理する活動から生じる賠償責任に対して何らかの保険を付保するでしょうが、そのカバーは、発生する可能性のあるあらゆる種類の紛争の費用を必ずしも補償するものではありません。

クラブ約款に従い、クラブが対象にできる紛争には、船舶への燃料油、食料、生活必需品の供給、港湾荷役サービス、乗組員配乗、現地船舶代理店に関連する複数の契約の下で、そして、船舶管理者に対する単独の担保提供においては、船舶管理契約そのものに関連する契約の下で、複数の法域で発生する諸問題や紛争が含まれます。

このカバーは、船舶管理者の既存の賠償責任保険によって提供されるカバーと重複するものでも、それを意図するものでもありません。クラブは、メンバーが、International Transport Intermediaries Club Ltd.の条件と同等またはそれ以上の条件で賠償責任補償を付保していることを期待します。

付属書 実務推奨

業務推奨15 トレーダー向けカバー

クラブは、FD&Dトレーダーズ・エクステンション (FD&D Traders' Extension) に基づき、商品売買契約の下で発生する特定の紛争に関して法的費用保険をトレーダーに提供することができます。トレーダーメンバーは、特定の商品取引業務のためにこの保険を購入することができ、船主または用船者としてクラブに加入しているディフェンス保険を補完するものです。

- 通常のディフェンス保険と同様に、このカバーは、トレーダーメンバーが実在の、または、潜在的な紛争を抱えたり、クレームを解決または防御するために法的助言を必要とする状況に対応します。トレーダーメンバーは、約款に従い、1件の紛争につき最高100万ドルまでのカバーを受けることができます。
- このカバーは、トレーダーメンバーがある船舶に積載される予定の、積載されている、または積載されていた、貨物の所有者またはトレーダーとしての立場であっても、その船舶がクラブに加入しているか否か（例えば、伝統的なディフェンス保険加入の下で船主または用船者として申告されたか）を問わず、いかなる時点においても、付保することができます。
- このカバーは“オール・リスク”保険ではありませんが、船舶の運賃、レイタイム、早出料および/または滞船料、または貨物の積載、瀬取り、積み付け、トリミングおよび/または荷揚げ、並びに代理店に関する紛争に対応することができます。
- このカバーは、貨物の損害（すなわち品質）または損失（すなわち数量）に関するクレームを立証または防御するために必要な法的費用およびその他の費用を除外します。例えば、紛争が船舶とまったく無関係な場合（不当なキャンセル、船積前の不履行、取引先の倒産など）、または問題の紛争がサービス契約（輸送、保管、検査、融資など）や保険契約に基づいて発生した場合には、対応しません。しかし、このカバーは、運送される予定であるが、まだ積み込まれていない貨物に関して発生した滞船料には対応することができます。それ以外の点では、このカバーは他のすべてのディフェンス保険のルールに従います。

実務推奨 16 共同海損

ルール2 (3) (h)の元でクラブがてん補するリスクは、加入船に関する以下のクレーム、紛争、法的手続きを含みます。

「共同海損および/あるいは単独海損の分担金または費用」。

共同海損分担金は、海事事業の関係者が被った損害に起因して発生し、危険の発生に際して、船舶と積荷の保全を目的として、(自発的かつ合理的に) 特別の犠牲が払われるか、または費用が支出された結果から生じるものです。共同海損費用は、精算人の費用、価格証明書、共同海損サーベイ費用、その他支出された費用です。共同海損分担金と費用は、概して、危険に晒された財物または積荷の関係者間で、その価額に応じて、精算人により仕訳られます。

共同海損分担金や費用について、貨物関係者から紛争が提起されることがよくあります。通常、そのような紛争では、運送契約違反の主張、そして一般的には、発航時に船舶の堪航性を確保する注意義務を尽くさなかったことが争点となります。P&Iカバーがそのような場合における回収不能の共同海損分担金や費用をてん補するので、それらがてん補可能かどうかP&I保険の範疇となり、ルール4 (5)に規定するクラブてん補からは除外されます。

責任について実際に争いのない場合や、運送契約違反の主張に関して抗弁できない場合、メンバーが共同海損分担金や費用の回収を目的とする訴訟に巻き込まれる可能性があります。後者の例として、分担金や費用の額に関する紛争、あるいは(注意義務を尽くさなかったとの主張がなく) 争いはないが支払いがなされていない共同海損分担金の回収または執行が挙げられます。そのような紛争は、クラブのてん補範囲となります。

付属書 実務推奨

しかしながら、共同海損事故の発生後何年も経ってから共同海損精算書が発行されることがよくあります。発生した費用の一定額は防御側関係者の負担とするという精算人または弁護士の見解は、クラブてん補の同意を決定づけるものではありません。

そのようなクレームは通常手順に従って取り扱いがなされる必要があります。例えば、ルール3 (4)に従い、権利の実態的内容に基づいて支援を行うための段階的アプローチができるよう、正当な評価が必要です。費用てん補のいかなる同意も紛争の額に見合ったものでなければならず、メンバーが、他の保険者（例えば、不稼働保険、船舶保険、P&I保険や共同海損を含む保険）が共同海損宣言を誘発する事故に関わっていること、およびそれら保険者が必要に応じて適切な費用を支払うであろうことを確実にするための手順を踏む必要があります。

もし管理者が共同海損の精算に起因するクレームをクラブが負担する可能性について初期段階で見極めがつけられない場合、あるいは具体的な進展について知らされていない場合は、ルール5(5)の下で、さらに実務推奨2クレームの取り扱いに従い、そのような費用についてクラブがどこまでてん補に同意できるかに影響を及ぼす可能性があります。

The UK Defence Club is a mutual insurance company managed on behalf of its Members by Thomas Miller.

Thomas Miller provides a range of insurance solutions for the international shipping and transport sectors.

Hellenic War Risks, ITIC, TT Club, UK P&I Club, UK War Risks

UK Defence Club

Thomas Miller Defence Ltd,
90 Fenchurch Street, London EC3M 4ST
T: +44 207 283 4646
Email: tmdefence@thomasmiller.com
www.ukdefence.com

Cyprus

Thomas Miller Cyprus Insurance Agency Ltd
T: +00 357 25 375020
Email: tmdefence@thomasmiller.com

Greece

Thomas Miller Greek Branch
T: +30 210 429 1200
Email: hellas1.ukclub@thomasmiller.com

Hong Kong

Thomas Miller (Asia Pacific) Ltd
T: +852 2832 9301
Email: hongkong.ukclub@thomasmiller.com

New Jersey

Thomas Miller (Americas) Inc
T: +1 201 557 7300
Email: newjersey.ukclub@thomasmiller.com

Singapore

Thomas Miller (South East Asia) Pte Ltd
T: +65 6323 6577
Email: seasia.ukclub@thomasmiller.com

Tokyo

Thomas Miller KK
T: +81 3 5442 6113
Email: tmkk@thomasmiller.com

Registered Office
90 Fenchurch Street, London EC3M 4ST

Registered in England
No. 501877